

高岡市環境基本計画(第2次)

2018 ▶ 2027

2018年3月

高岡市

はじめに



高岡市は、深緑と清らかな水に包まれたとても豊かな自然と長い歴史のなかで培われた薫り高い伝統と文化に恵まれたまちです。

市内の西側は山間地域で二上山とこれに連なる西山丘陵があり、北東側は富山湾、東側は庄川・小矢部川によって形成された良質な地下水を有する扇状地が広がっています。越中の国守で万葉の歌人である大伴家持が「渋谿（しぶたに）」と詠んだ雨晴海岸からは、海越しに 3000 メートル級の立山連峰の大パノラマを見ることができます。

私たちの生活は、自然環境からの恵みなしには成立しません。本市の多様な自然環境は、水や栄養分の循環をもたらし、多様な生態系を形成しながら森里川海の全てにわたる様々な恵みをもたらしてきました。

私たちは、この恵み豊かな環境を守り育て、本市が誇る貴重な財産として次の世代に引き継いでいかなければなりません。

このたび、平成 22（2010）年 3 月に策定した高岡市環境基本計画の目標期間の満了に伴い、これまでの取組みへの評価や高岡市環境審議会のご意見を踏まえ、今後 10 年間の環境に関する基本的な方向性を示す「高岡市環境基本計画（第 2 次）」を策定いたしました。

この計画では、「人づくり」などに重点を置いた基本的な考え方を掲げるとともに、人と自然が共生し、環境に負荷をかけない持続可能な都市の実現に取り組むこととしています。

今後、本計画をもとに、環境行政の着実な推進に努めてまいりますので、事業者や市民等の皆様の一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画を策定するに当たりまして、高岡市環境審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提案をいただきました全ての方々に厚くお礼申し上げます。

平成 30（2018）年 3 月

高岡市長 高橋 正樹

目 次

第1章 計画の基本的事項

1	計画策定の趣旨	1
2	環境行政の動向	2
3	計画の位置付け	4
4	計画の期間	4
5	計画の範囲	5
6	計画の構成図	6

第2章 環境の現況と課題

1	前計画の達成状況	7
2	環境分野ごとの現況と課題	9
3	課題の整理	26

第3章 計画のめざすもの

1	基本理念	27
2	環境都市像	27
3	環境分野ごとの目標	29
4	推進主体と役割	31

第4章 施策の体系

1	施策の体系	32
---	-------	----

第5章 施策の展開

1	環境分野ごとの施策の方向性	34
1)	生活環境	34
	基本方針	34
	施策の方向	34
	指標及び目標	35
	環境配慮指針	36
2)	地球環境	37
	基本方針	37
	施策の方向	37
	指標及び目標	40
	環境配慮指針	41
3)	歴史的・文化的快適環境	43
	基本方針	43

施策の方向	43
指標及び目標	46
環境配慮指針	47
4) 自然環境	49
基本方針	49
施策の方向	49
指標及び目標	52
環境配慮指針	53
5) 環境教育	55
基本方針	55
施策の方向	55
指標及び目標	57
環境配慮指針	57

第6章 分野横断的な施策の推進

1 分野横断的な施策の基本的な考え方	59
2 分野横断的な施策の具体的な展開	62

第7章 計画の推進

1 計画の施策体制	65
2 計画の進行管理	65

資料編

1 高岡市環境基本計画(第2次)の検討経過	67
2 高岡市環境審議会委員名簿	68
3 高岡市環境基本条例	69
4 高岡市環境審議会規則	74
5 用語解説	75

第1章

計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

高岡市は、庄川・小矢部川や二上山・西山丘陵そして雨晴海岸など水と緑が織りなす美しく豊かな自然と越中万葉の故地で国宝瑞龍寺などがある、長い歴史の中で培われた薫り高い伝統と文化に恵まれたまちです。豊富な歴史・文化資産やものづくりの伝統に支えられた文化創造都市・高岡の強みをさらに磨き、活かすと共に、この恵み豊かな環境を次の世代に引き継いでいく責務があります。

しかしながら、昨今の環境問題は、大気、水の汚染、騒音・振動等の公害や廃棄物など身近な問題から、地球温暖化や生物多様性など地球規模の問題に至るまで多岐にわたっています。

このような状況を踏まえ、本市では、高岡の特性を活かし、快適で恵み豊かな環境の保全及び創造に関する施策を体系的に推進するため、平成 20（2008）年 3 月に高岡市環境指針を策定し、平成 21（2009）年 3 月には高岡市環境基本条例を制定しました。

環境基本条例では、「快適で恵み豊かな環境の恩恵を享受し、将来の世代に継承」「人と自然が共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展する社会の構築」「地球環境保全の積極的な推進」の 3 つの基本理念を掲げており、これら基本理念のもと、平成 22（2010）年 3 月に環境基本計画を策定し、市、事業者及び市民等が共に協力して、環境の保全及び創造に関する施策や事業に取り組み、「環境共生のまち高岡」の実現を目指してきたところです。

環境基本計画策定後、東日本大震災などを背景とした「安全・安心」の視点の重要性が高まり、国の第四次環境基本計画では、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」「循環」「自然共生」の各分野の統合的な達成により持続可能な社会の実現を目指す各種取り組みが進められてきています。

また、フランス・パリにおいて、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書以来の新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定」が採択されるといった地球温暖化防止に向けた国際的な動きなど、環境をとりまく状況が変化してきています。

こうした中、これら環境の変化とこれまでの計画の成果や課題を踏まえ、環境施策を効果的かつ体系的に進めていくため、高岡市環境基本計画（第 2 次）を策定することとしました。



雨晴海岸

2 環境行政の動向

(1) 国の動向

政府の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定める「環境基本計画」は、環境基本法第15条に基づいて定められるもので、平成24(2012)年4月に第四次環境基本計画が閣議決定されました。

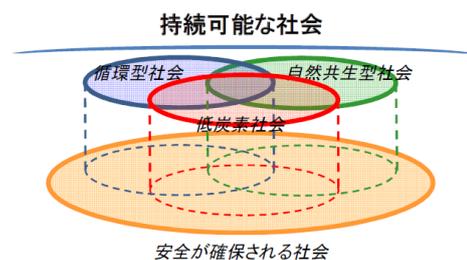
「環境・経済・社会の統合的向上」などの環境政策の展開の方向とともに、重点分野政策プログラム、目標・指標による進行管理などを定めた第三次環境基本計画が平成18(2006)年4月に策定されて以後、環境施策に一定の進展が見られる一方で、新興国における経済成長や世界人口の増大の中で、地球温暖化、廃棄物問題、生物多様性の損失等の世界規模の環境問題が深刻化しました。さらに、国内では平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災や原子力発電所事故を背景に「安心・安全」の視点が高まりました。

このため、第四次環境基本計画では、環境行政の究極目標である持続可能な社会を「低炭素」「循環」「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけるなど、近年の社会情勢を踏まえた改定が行われました。

また、世界共通の課題である地球温暖化対策については、平成27(2015)年12月のCOP21で採択された「パリ協定」を踏まえ、国は平成28(2016)年5月には「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、2030年度の温室効果ガスの排出量を平成25(2013)年度比で26%削減するという目標の達成に向け、国内対策の柱の一つとなる国民運動「COOL CHOICE(賢い選択)」の推進等に取り組んでいます。

目指すべき持続可能な社会の姿

- 低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成
- その基盤として、「安全」を確保



(2) 富山県の動向

富山県では、ライフスタイルや事業活動のあり方を見直した持続可能な社会づくりが求められることなどを背景として、平成24(2012)年3月に新たな「富山県環境基本計画」を策定しました。

この計画では、将来像である「水と緑に恵まれた環境が保全・創造され、人と自然が共生しながら発展する富山」の実現のため、「循環型社会と低炭素社会づくりの推進」「自

然環境の保全」「生活環境の保全」「水資源の保全と活用」といった分野ごとの施策の推進と、「県民・事業者・NPO・行政等が連携して取り組むネットワークづくり」「持続可能な社会構築に向けた人づくり」「環境と経済の好循環の創出」「国際環境協力の推進」といった分野横断的な施策の推進について示されました。

（3）高岡市の動向

本市では、高岡市環境基本条例の基本理念のもと、平成22（2010）年3月に環境基本計画を策定しました。

この計画では、環境都市像「健やかで美しく豊かな環境共生のまち」の実現を目指し、4つの分野ごとの環境目標（生活環境、自然環境、快適環境、地球環境）及び全ての環境目標を達成するための手段（環境学習・協働）について基本的方向を明らかにし、「低炭素社会づくり」「循環型社会づくり」「美しいまちづくり」の三つの施策を柱として、事業・施策に取り組んできました。

また、本市では、平成29（2017）年度を始期とする高岡市総合計画基本構想及び第3次基本計画を策定しました。

長期的な市政運営の基本方針を示す総合計画基本構想では、「豊かな自然と歴史・文化につつまれ人と人がつながる 市民創造都市 高岡」をまちの将来像に掲げ、17のめざすまちの姿を目標として設定しています。

また、第3次基本計画では、この目標達成に向けた施策の遂行にあたり、『共創』『再発見』『発信』の3つのキーワードを大切にしながら、総合的・横断的に取り組むこととしています。環境分野においては、「地域の人々の手で環境が守られている」を目指すまちの姿とし、〈環境保全意識の高揚〉〈環境保全対策の充実〉〈ごみの減量化・資源化の推進〉の施策を図ることとしています。

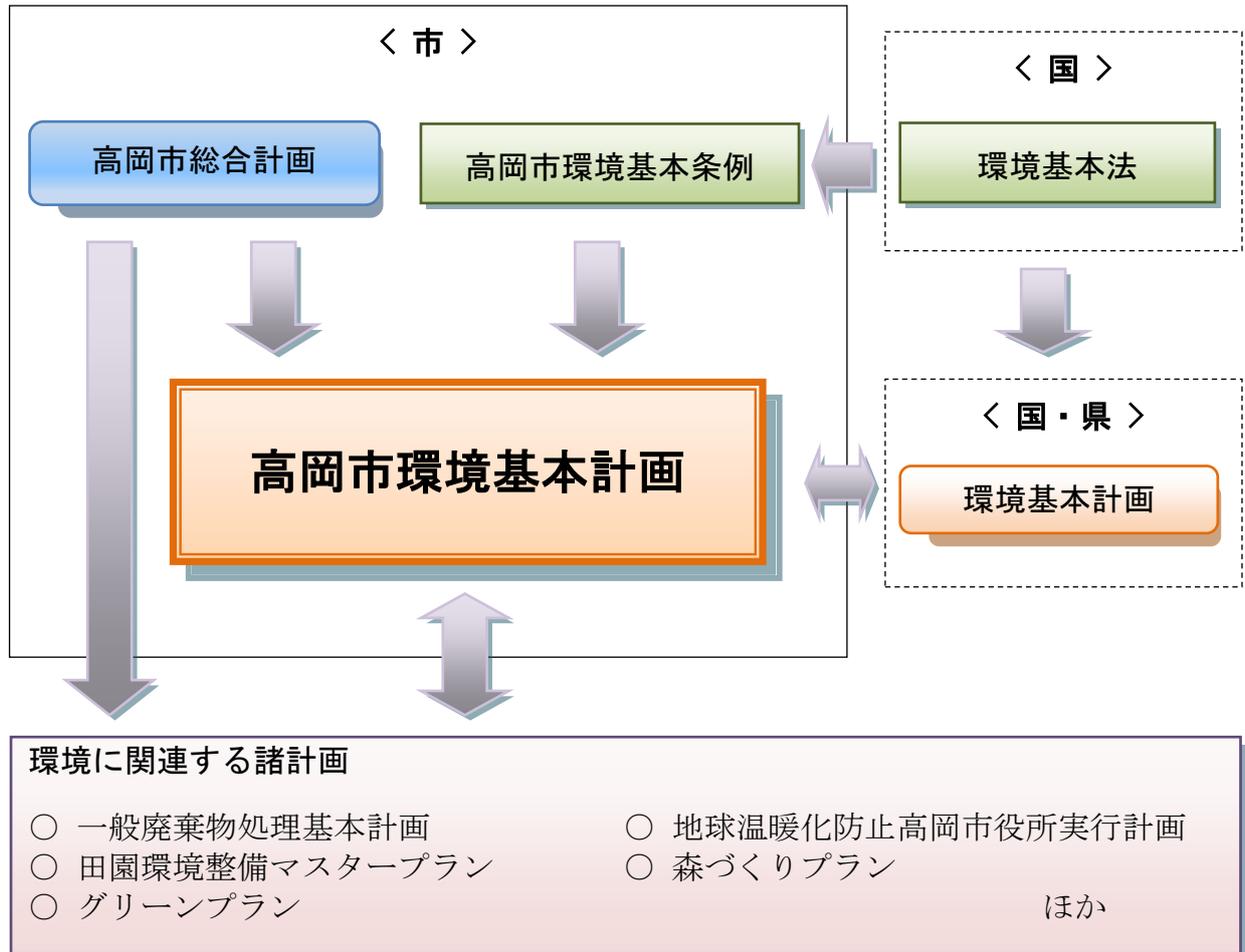
コラム

パリ協定

平成27（2015）年12月の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定は、歴史上初めて先進国・途上国の区別なく、温室効果ガス削減に向けて自国の決定する目標を提出し、目標達成に向けた取組みを実施することなどを規定した公平かつ実効的な枠組みであり、今世紀後半に温室効果ガス的人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡（世界全体でのカーボンニュートラル）を達成することに向けた転換点となるものです。パリ協定においては、地球の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求することなどを目的としており、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収のバランスを達成することを目指しています。

3 計画の位置付け

本計画は、環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する目標と施策の大綱を定めるとともに、国・県・市の環境に関わる諸計画と連携・整合を図りつつ「高岡市総合計画」の環境面からの実現を支える計画であり、また、環境施策を推進するための基本方針となるものです。



4 計画の期間

計画の期間は、2018（平成30）年度から2027年度の10年間とします。ただし、今後の環境に関する課題や経済社会状況の変化などに適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

5 計画の範囲

計画の対象範囲は、「生活環境」「地球環境」「歴史的・文化的快適環境」「自然環境」「環境教育」の5分野に分類したものとします。

前計画では、高岡市環境基本条例に基づき「生活環境」「地球環境」「快適環境」「自然環境」の4分野に分類し進捗管理を行ってきましたが、本計画においてもその分野を継承します。

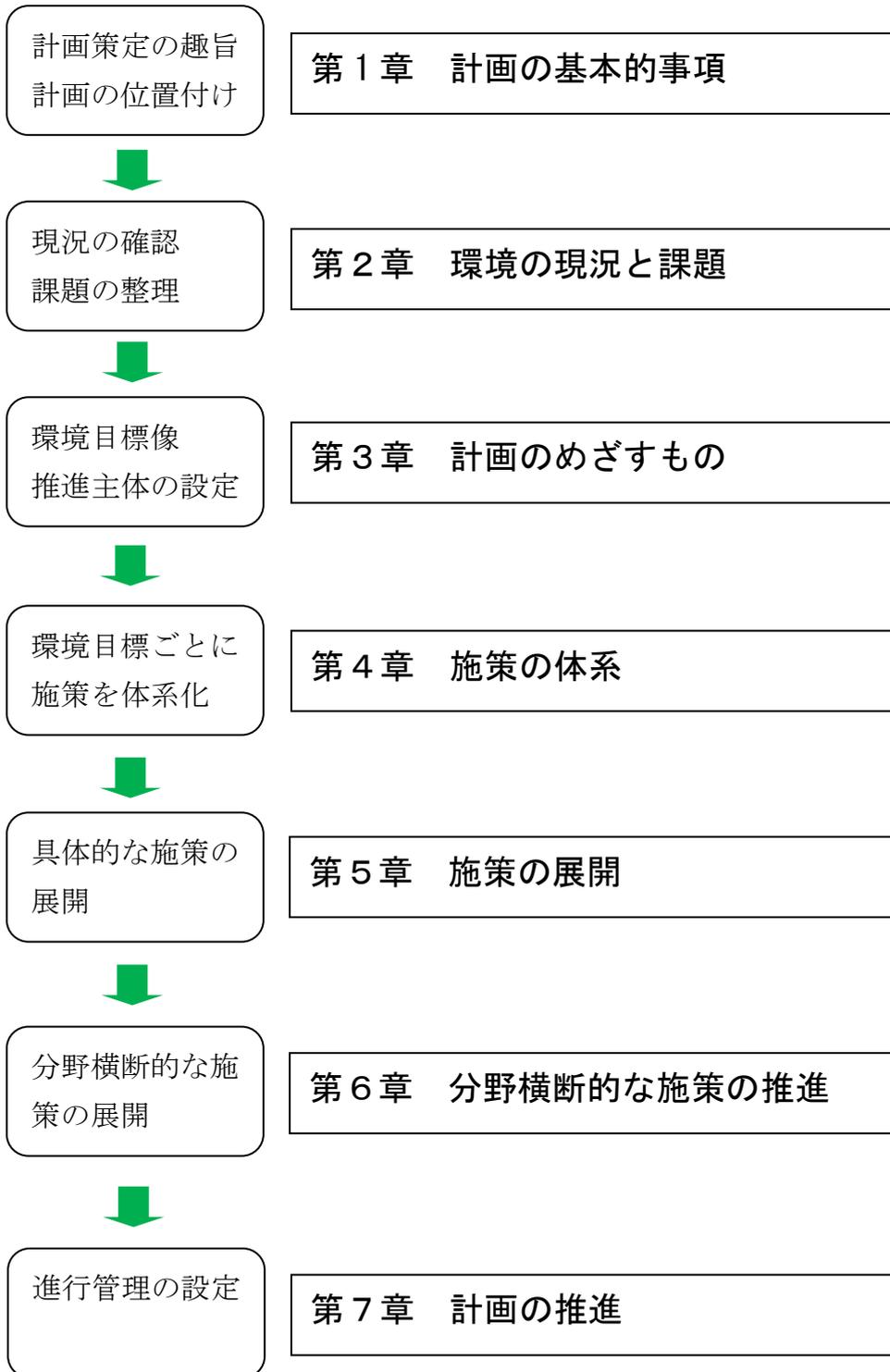
ただし、「快適環境」については、身近な水や緑とのふれあいを大切にしたいという思いのある快適な環境だけではなく、歴史・文化とのふれあいなども含め幅広く対象としていることから、これを明確にするため「歴史的・文化的快適環境」とします。

また、本市の恵み豊かな環境を次世代に引き継いでいくための取組みとして、すべての分野に共通する事項である「環境教育」を新たな分野として対象とします。

計画の範囲	主な対象
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ○大気環境（大気汚染、悪臭、騒音、振動） ○水環境（水質汚濁、地下水汚染） ○土壌環境（地盤沈下、土壌汚染） ○化学物質 など
地球環境	<ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化 ○再生可能エネルギー・省エネルギー化 ○廃棄物の減量化・資源化など
歴史的・文化的 快適環境	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な水や緑（公園・緑地・街路樹など） ○歴史・文化財 ○都市景観 など
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ○森林 ○農地 ○動植物 ○地形・地質 など
環境教育	<ul style="list-style-type: none"> ○環境学習 ○環境情報の発信と共有 など

6 計画の構成図

本計画の構成を以下に示します。



第2章 環境の現況と課題

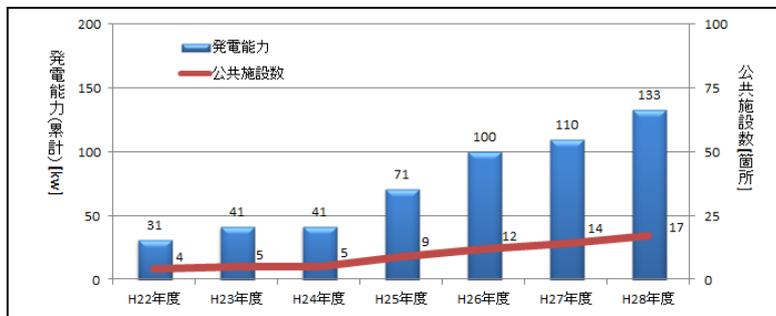
1 前計画の達成状況

前計画では、「低炭素社会づくり」「循環型社会づくり」「美しいまちづくり」の3つを重点的な環境施策の柱として事業・施策に取り組んできました。その主な達成状況は次のとおりです。

(1) 低炭素社会づくり

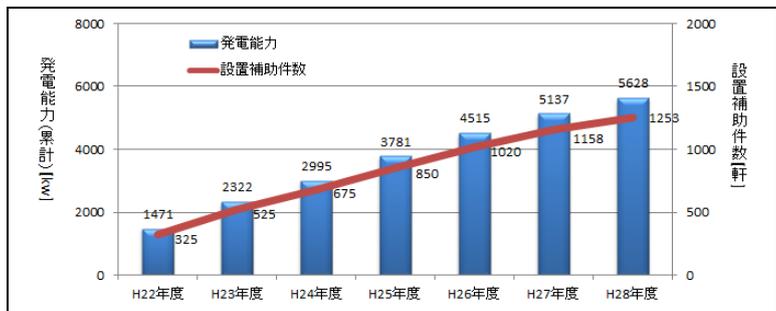
公共施設や住宅への太陽光発電システムの導入推進による二酸化炭素の排出削減や、「こどもエコクラブ」活動を軸とした幼少期からの環境教育活動が定着してきました。

図 公共施設の太陽光発電システムの導入の推移



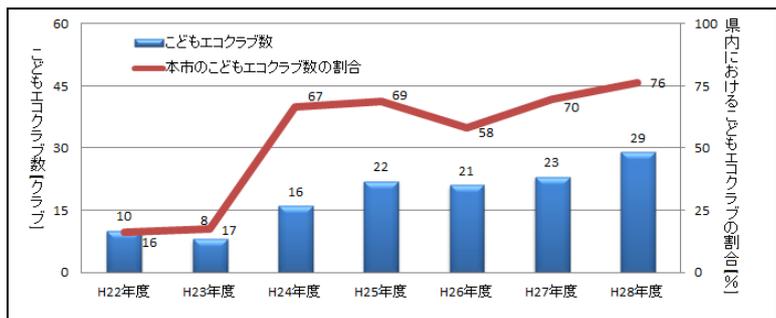
【目標値】
発電能力[累計]
50kW

図 住宅用太陽光発電システムの設置補助の推移



【目標値】
発電能力[累計]
5,000kW

図 市内のこどもエコクラブ数の推移

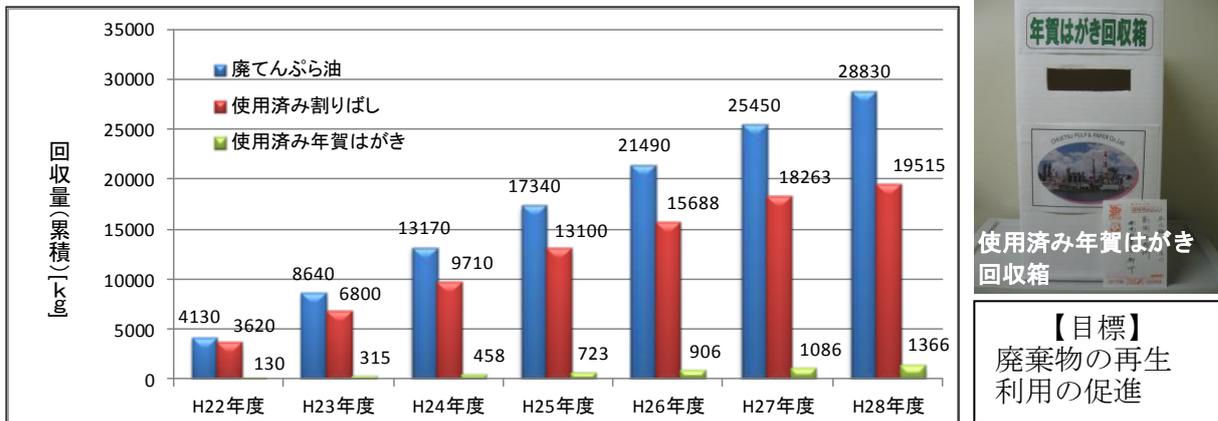


【目標】
こどもエコクラブ数
の増加

(2) 循環型社会づくり

使用済みの割りばしや年賀はがき、廃てんぷら油などの回収により市民のリサイクル意識の醸成が図られたことや高岡広域エコ・クリーンセンターでのごみ焼却に伴って発生する熱エネルギーを発電に利用することでエネルギーの有効利用が図られています。

図 地域資源の回収量の推移



(3) 美しいまちづくり

市民の手による美しいまちづくりの実践と啓発に努め、年間を通じた清掃美化活動の実施や啓蒙活動による都市環境の保全が図られてきています。

表 美化協定団体数及び特別清掃日参加のべ人数の推移

指標	目標値	年度						
		H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
美化協定団体数 [団体]	55	41	42	42	44	45	46	51
市内特別清掃日 参加延べ人数※ [人]	—	7,150	10,550	8,900	10,300	9,600	10,900	9,200

※天候不良等による開催中止など、年度により実施回数は異なります。



2 環境分野ごとの現況と課題

本計画で対象とする環境の各分野について、前計画の達成状況を踏まえた現況と課題は次のとおりです。

(1) 生活環境分野

①大気環境

本市では、大気環境の状況を監視するため、市内に大気汚染常時観測局を4局（一般環境観測局：3局、自動車排出ガス観測局：1局）設置しています。

一般環境及び道路周辺環境の環境基準適合状況は、光化学オキシダントを除き、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、二酸化窒素及び一酸化炭素について、環境基準を達成しており、良好な状態が保たれています。

光化学オキシダントについては、注意報などの発令に備え、速やかな連絡体制の整備に努めています。

また、新たな大気汚染物質などについては、調査や情報収集に努め、引き続き良好な大気環境を保全していく必要があります。

②水環境

・河川水質

河川の水質については、工場排水に対する法規制のほか、下水道の処理区域の拡大や合併処理浄化槽設置の普及などにより、全体として改善されてきました。

本市では、河川の水質の状況を把握するため、国、県の調査と併せて11河川18地点で水質調査を行っており、河川の汚濁指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）は全地点で環境基準に適合していますが、さらなる水質の向上が求められます。

表 污水处理人口普及率

年度	污水处理人口普及率 (b/a)	人口 (a)	污水处理人口 (b=c+d+e+f)	下水道処理区域人口 (c)	農業集落排水処理人口※ ¹ (d)	地域し尿（コミュニティプラント）人口※ ² (e)	合併処理浄化槽人口※ ³ (f)
H28(2016)	95.4%	173,425	165,457	158,730	3,665	0	3,062
H20(2008)	92.2%	178,977	164,965	154,052	4,155	1,269	5,489

※1 農業集落におけるし尿、生活雑排水などの污水等を処理する施設

※2 下水道区域以外の住宅団地等から排出されるし尿と生活雑排水を集合処理する施設

※3 し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽

・地下水水質

地下水の水質については、県が地下水の測定計画に基づき有害物質27項目の水質調査を実施しており、市も連携して調査を行っています。すべての調査地点において、環境基準に適合していますが、今後も水質を保全していく必要があります。

③騒音・振動

本市では、市内の騒音の状況を把握するため、環境騒音や主要道路沿いの自動車交通騒音の測定を実施しています。

平成 28 (2016) 年度の自動車交通騒音については、全ての時間帯で環境基準に適合していた地点の割合は 85%となっており、面的評価では昼夜ともに環境基準に適合していた割合は 93.4%となっています。自動車交通騒音は、いずれの地点においても騒音規制法に定める自動車交通騒音の要請限度を下回っています。

また、道路交通振動は、いずれの地点においても、振動規制法に定める道路交通振動の要請限度を下回っています。

新幹線鉄道騒音では、環境基準に適合していた地点の割合（市内）は 71.4%となっています。環境基準を超過している地点については、関係機関とも連携した適合率の向上が必要になります。

④悪臭

悪臭は、不快感・嫌悪感を与えるものであり、感覚公害の性格をもっています。

悪臭の発生源は工場・事業場における生産活動のほか、日常生活に伴うものなど多種多様です。

本市では、法律や条例に基づき、工場や事業場を指導するとともに調査を実施しています。平成 28 (2016) 年度の調査結果は、いずれの工場・事業場も規制値を下回っていますが、臭気発生の防止に努めるよう指導しています。

⑤土壌汚染・地盤沈下・地下水資源

土壌汚染・地盤沈下については、現在、著しい影響は見られません。土壌汚染が発見された場合には、土壌汚染対策法に基づき、県などと連携した調査の実施や汚染の除去などの対策が必要となります。

また、貴重な資源である地下水については、水位の変動は全体的にほぼ横ばいに推移していますが、降雪時には消雪井戸の密集する地域において一時的に地下水位の低下が見られます。

今度とも、適正かつ合理的な地下水利用を推進し、将来にわたり保全していく必要があります。

⑥有害化学物質

人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質は、P R T R制度（化学物質排出移動量届出制度）により、事業者による適正管理などが義務づけられています。

今後とも、化学物質に関するデータ・研究結果などの情報収集に努めるとともに、排出削減について普及啓発していく必要があります。

(2) 地球環境分野

①地球温暖化対策の推進

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象で、その主因は人為的な温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、フロン類など）の排出量の増加であるといわれています。地球温暖化は、地球全体の気候に大きな変動をもたらすため、その影響による被害が懸念されます。

温室効果ガスの排出は、事業活動や日常生活に伴う資源やエネルギーの消費に深く関わっていることから、事業者や市民等による温室効果ガス排出抑制にむけた積極的な行動が求められます。

本市では、再生可能エネルギーの活用、環境に配慮した公共事業の推進やフロン類の大気中への排出抑制の周知など率先して環境負荷の低減に努めています。

今後とも、県やとやま環境財団などの関係機関と連携して、地球温暖化防止に取り組んでいく必要があります。

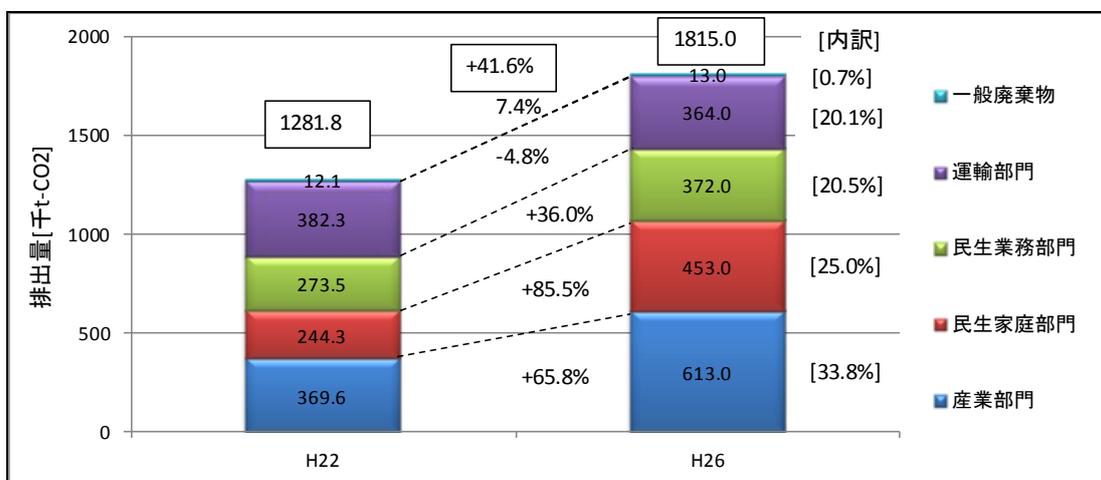
②省エネルギーの推進

エネルギー消費等に伴い発生する二酸化炭素等の温室効果ガスは、地球温暖化をもたらす大きな要因となっています。県内のエネルギー消費量は減少傾向にあるものの、エネルギー消費量の約50%は電力が占めており、東日本大震災を契機とした火力発電の増加に伴い、二酸化炭素排出量は増加しました。

分野別に増減率を比較すると、民生家庭部門の増加率が最も高くなっています。

このため、環境教育・啓発を促進し、市民生活や事業活動において省エネルギー化に関する取組みや、更なる再生可能エネルギーの導入、エネルギーの有効利用に向けた取組みを進めていくことが特に重要です。

図 高岡市の二酸化炭素排出量の変化



(出典：環境省公表データより作成)

<http://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/kuiki/tools/suikei.html>

③再生可能エネルギーの導入促進

・ 民生部門

再生可能エネルギーは、温室効果ガスを増加させないことから、その導入拡大は地球温暖化対策に必要不可欠となっています。本市では、公共施設への太陽光発電システムの導入や太陽熱の利用、住宅用太陽光発電システムの普及促進等、エネルギーの地産地消を推進しています。



・ 産業部門

産業活動においては、太陽光発電や風力発電、小水力発電の設置など再生可能エネルギーの活用の推進に努めています。

また、本市では、「バイオマスタウン構想」を策定し、バイオマスの利活用を図っています。民間企業では、木質バイオマスを燃料とするボイラーや発電施設が稼働しています。

④新たなエネルギーの利活用

新たなエネルギーとして注目される水素は、無尽蔵に存在する水や多様なエネルギー源から様々な方法で製造することができ、利用段階で二酸化炭素を排出しないクリーンなエネルギー源です。利用方法次第では高いエネルギー効率、低い環境負荷、非常時対応等の効果が期待されることから、今後、その利活用に向けた情報収集や調査等を進めていく必要があります。

このほか、地中熱は、天候や地域に左右されない安定性などのメリットを有し、地球温暖化対策への効果が期待されており、この地中熱を利用したヒートポンプシステム等の普及促進を一層図っていく必要があります。

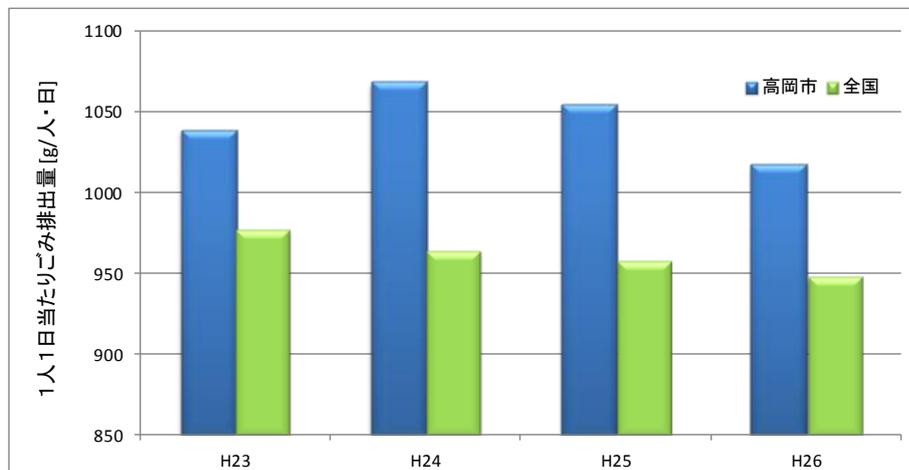
⑤廃棄物の減量化・資源化

本市の1人1日当たりのごみ排出量は、近年、減少傾向にはあるものの、全国平均との比較では多い状況が続いています。

今後、より一層のごみの減量化・資源化の推進に努めていく必要があります。

また、平成 28（2016）年開催の G 7 富山環境大臣会合において採択された国際的な枠組み「富山物質循環フレームワーク」を踏まえ、循環型社会の形成に向け、資源効率性の向上や 3 R（ごみの発生抑制・再使用・資源の再生利用）、廃棄物の適正処理をさらに進めていく必要があります。

図 1 人 1 日当たりのごみの排出量



（出典：清掃事業概要（市）、環境省ホームページ（全国））

・一般廃棄物処理

本市の「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」では、市、事業者及び市民等が一体となった協働体制で、循環型社会の形成に向けて取り組むために「発生源からはじめるごみ減量の推進」「多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進」「環境への負荷が小さい安全で安心な適正処分の推進」「計画の実現に向けた体制整備」を基本方針としています。

平成 26（2014）年 10 月から高岡市、氷見市、小矢部市 3 市共通の新ごみ焼却施設「高岡広域エコ・クリーンセンター」が本格稼働しました。

これに伴い、ごみの分別を見直し、分別収集・処理方法の効率化を図りました。

今後、旧高岡市環境クリーン工場（旧ごみ焼却施設）の解体、新たなストックヤード「(仮称) 高岡ストックヤード」の整備を行い、引き続き効率的・安定的なごみ処理事業の運営とごみの減量化・資源化の推進に努めていく必要があります。



・し尿処理

し尿処理の収集事業は許可業者を定め、業者の指導監督を行いながら、効果的な事業の推進に努めています。処理施設は、高岡市四屋浄化センター内とクリーンシステムとなみ（砺波地方衛生施設組合）に設置されています。

(3) 歴史的・文化的快適環境分野

① まちなかの緑化の推進と保全

生活に関する人々の価値観は、ゆとりやうるおい、やすらぎを強く求めることにあり、身近な生活環境における緑やオープンスペースの充実を求める声が高まっています。

公園や緑地は、人にやすらぎを与えるとともに、地球温暖化の防止対策、災害時の避難場所など多面的な機能を有しており、都市空間における緑化の推進と保全が求められています。

本市の都市公園は、271カ所 159.9 ha（平成28年度末現在）で1人当たりの公園面積は、9.2 m²となっていますが、市街化区域での1人当たりの公園面積は10.8 m²となっており、一定程度の充実が図られています。

今後は、既存公園緑地などの保全・機能の拡充を図っていく必要があります。

また、本市では、都市の自然的景観を維持し、樹林地などによる緑の保存を図るため、風致地区を定めています。この地区での建築物の建築、土地の形質の変更、木竹の伐採などの行為を行う場合、許可基準を定め、快適な都市環境の創造を図っています。

表 都市公園の状況（平成28（2016）年度）

種類	箇所面積	箇所	面積（㎡）	備考
街区公園		242	274,689	成美公園ほか
近隣公園		3	19,043	前田公園、大坪公園、矢部日尾公園
地区公園		2	165,156	高岡庄川緑地、福岡公園
総合公園		4	525,081	高岡古城公園、二上山公園、高岡おとぎの森公園ほか
運動公園		1	229,520	城光寺公園
広場公園		2	1,562	御旅屋メルヘン広場、ウイングウイング高岡広場
都市緑地		12	61,211	高陵緑地、福岡駅前通りふれあい公園ほか
歴史公園		1	1,548	木舟城址公園
動植物公園		1	4,019	あしつき公園
緩衝緑地		1	154,000	新港の森
墓園		1	138,615	二上霊苑（墓域 44,385 m ² を除く）
緑道		1	24,200	駅南緑道
計		271	1,598,644	市民1人当たり都市公園面積（9.2 m ² ）

（都市公園法に基づくもの）

表 風致地区の指定状況

風致地区	面積[ha]	備考
二上山	842.6	一部国定公園
勝興寺	4.2	
高岡公園（古城公園）	23.2	県定公園
瑞龍寺	7.8	
前田公園	5.2	
計	883.0	



②身近な花と緑の活用

身近な花と緑を活かした美しいまちづくりを推進するため、地域の花のまちづくりへの支援、生垣緑化への支援などを行っています。

今後とも、花や緑のある美しいまちづくりを充実していく必要があります。

③親水空間

川・池・海などの水辺は、日常のレクリエーション活動に利用されており、市民をはじめ、来訪者にとっても憩いの空間となっています。

本市では、水を活かした公園の整備や環境創造型用排水路の整備はもとより、水質の清浄さ、地域住民による保全活動や故事来歴、自然性・希少性などの観点から、選定された「平成の名水^{※1}」や「とやまの名水^{※2}」の周知に努めています。

※1 弓の清水（常国）

※2 氣多神社の清泉（伏木一宮）、影無し井戸（末広町）、高岡古城公園の水濠（古城）、矢部の養鯉池（福岡町矢部）、旧六ヶ用水（滝）

④環境にやさしい交通の推進

㊦公共交通の推進

少子・超高齢社会への対応、交通渋滞の緩和、交通に起因する環境負荷の低減等が求められるなか、過度に自家用車利用に依存することなく、徒歩や自転車、公共交通等が連携し、適切な役割分担のもと、安全・安心で利便性が高く、環境にやさしい公共交通を将来にわたり持続していくことが必要です。

・高岡駅・新高岡駅の周辺整備

北陸新幹線開業に伴う特急利用者の新幹線利用への移行や少子化等による利用者数の減少から、あいの風とやま鉄道とJR城端・氷見線の連携等や新幹線との接続等、県西部地域の交通結節点としての更なる機能強化が求められています。

・地域公共交通体系の整備

北陸新幹線開業に伴い、首都圏との交通利便性が飛躍的に向上する中、交通結節点としての重要な役割を求められており、将来にわたって県西部地域の発展を支えていくために、各都市との結びつきを強化する必要があります。

①自転車利用・徒歩の推進

自転車は、二酸化炭素を排出しない交通手段として環境負荷の低減だけでなく、自動車依存の低減により、健康増進・交通緩和に寄与し、災害時において機動的である等、交通体系における自転車の役割が高まっていることから、歩行者の安全性が高まるような自転車の利用環境の整備と併せて、利用促進を図る必要があります。

表 交通結節点における駐輪場

駅名	駐輪場
あいの風とやま鉄道	高岡駅前西自転車駐輪場
	高岡駅前自転車駐輪場
	高岡駅前東自転車駐輪場
	高岡駅南自転車駐輪場
	高岡やぶなみ駅東自転車駐輪場
高岡やぶなみ駅	高岡やぶなみ駅西自転車駐輪場
	西高岡駅前自転車駐輪場
J R 氷見線	福岡駅前自転車駐輪場
	越中中川駅前自転車駐輪場
	能町駅前自転車駐輪場
	伏木駅前自転車駐輪場
J R 城端線	雨晴駅前自転車駐輪場
	新高岡駅第1自転車駐輪場
	新高岡駅第2自転車駐輪場
戸出駅前自転車駐輪場	

・歩行者・自転車通行量の状況

中心商店街（6地点）における歩行者・自転車通行量は平日・休日ともに減少を続けてきました。しかし、近年、高岡駅周辺において、公共交通の結節機能の強化や南北市街地の一体化等を目的とした施設整備が進められたことや、新たな商業集積としての機能も加わったこと、また、空き店舗対策の支援強化の取組みのほか、観光・文化的な魅力向上など、高岡市の地域特性を活かした新たな誘引強化の取組み等により、歩行者・自転車通行量は増加傾向に転じています。

・安全な自転車利用の啓発

本市では、自転車の放置を防止し、市民の良好な生活環境を確保するとともにまちの美観維持を推進しています。あわせて、児童への交通安全教室など交通安全関係機関・団体と連携し、交通安全思想の高揚と啓発を図っています。

⑨歩いて魅力的な町並みの形成

歴史、文化を活かした町並みなど、地域資源や個性を活かし、歩いて楽しい魅力的なまちづくりの一層の推進が必要です。

・歩いて楽しむ回遊ルートづくり

本市の「ストリート構想」では、主要な歴史文化施設や観光スポットをつなぎ、古くは万葉の時代から、また、本市400年の歴史に培われた歴史・文化・ものづくりの伝統が醸し出す高岡独特の風情やたたずまいを見て、触れて、感じながら歩くことができるルートを定めるとともに、歩くこと自体を楽しんで散策できるよう、市民、事業者、まちづくり団体などと協働で、ハード・ソフト両面から整備や魅力づくりに取り組んでいくための方策を示しています。

表 ストリート構想の回遊ルート

構想	ゾーン	概要
たかおかストリート構想	新高岡駅・瑞龍寺ゾーン (国宝ゾーン)	ゾーンの中央には国宝瑞龍寺や国史跡前田利長墓所など、高岡を代表する歴史的建造物がある。
	中心商業地ゾーン (たかまちゾーン)	高岡の中心的な商店街、ウイング・ウイング高岡、御旅屋セリオなど市民の交流拠点、高岡大仏や古城公園などの観光拠点がある。
	山町・金屋町ゾーン	高岡御車山祭の巡行が行われる土蔵造りの町並みや高岡鋳物発祥の地 金屋町がある。
伏木地区ストリート構想	二上丘陵山麓に広がる万葉の歴史ゾーン	二上丘陵の山麓に奈良時代の社が鎮座するゾーンで、重要文化財の氣多神社や大伴神社が立地している。
	勝興寺を中心に旧寺内町の高台にある歴史の町並みゾーン	古くは越中国庁が置かれ、勝興寺を中心に寺内町として栄えた地で、旧秋元家(北前船資料館)等が立地している。
	旧伏木浦に栄えた近代みなど町ゾーン	湊町発展の礎を築いた藤井能三生家跡、旧廻船問屋の棚田家など町屋建築の町並み、催事としては伝統的祭礼の伏木曳山祭り(けんか山)が楽しめる。

・文化財

本市の文化財は、瑞龍寺、氣多神社、勝興寺、高岡城跡、加賀藩主前田家墓所

(前田利長墓所)、おくのほそ道の風景-有磯海-、高岡御車山など国指定文化財が25件、富山県及び高岡市指定文化財が115件あります。

このほか、国の登録有形文化財としては、高岡商工会議所伏木支所（旧伏木銀行）や清水町配水塔資料館（旧配水塔）など36件あります。

また、山町筋・金屋町が国の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けています。

今後とも、国宝瑞龍寺や重要文化財勝興寺などの社寺、伝統的な町並み、伝統芸能・祭りなどの歴史資産を大切に受け継ぐとともに、都市機能を充実させ、将来に向けての発展を図りながら、伝統や自然、人を思いやる心を大切に守り育てていくことで、良好な環境や調和のとれたまちづくりを進めていく必要があります。

・ 歴史的風致

市内には歴史的な町並みや歴史的建造物が数多く残っています。また、歴史と伝統を反映した工芸技術が受け継がれ、地域固有の祭礼・年中行事が今も営まれていることと相まって、「高岡らしい」風情、情緒、たたずまいを醸し出しています。

・ 中心市街地活性化

中心市街地は、商業、公共・業務施設、高岡駅を中心とする公共交通機関等が集積する「高岡の顔」というべき地域です。しかし、モータリゼーションの進展と消費者意識の変化とともに、郊外における大規模な商業立地と住宅供給等が進んだことなどにより、中心市街地への来街目的が薄れて賑わいが失われつつあります。近年、高岡駅周辺整備や北陸新幹線の開業に向けたインフラ整備等の交通機能の強化、日本遺産の認定や高岡御車山会館の開館などの取組みにより、来街者の増加が見受けられるようになりました。

今後は、魅力的な中心商店街の形成を進めるため、開業への支援、公共・公益機能の拡充や新たな拠点開発、特徴的なイベントを仕掛けていくことにより、「出かけていく理由」があるまちなかを創出する必要があります。

・ 観光資源の発掘と活用

市内には、文化財や自然などの観光資源が多くあることから、それらを磨き、つなぎ、売り込むことが必要となっています。また、市民と関係団体とが一体となった“おもてなし”の体制づくりが求められています。

⑤美しいまちづくりの推進

本市では、美しいまちづくりを推進するため、市民・関係団体・行政機関などで

構成する「美しいまちづくり高岡市民連絡会議」を設置し、美化実践運動、美化重点地区・美化協定の締結などを行っており、今後とも美しいまちづくり運動の充実を図っていく必要があります。

表 主な美化実践運動

まちを美しくする運動	市内全域で地域住民の参加協力による側溝、下水などの汚泥清掃や散乱ごみの回収などの美化運動を実施するとともに、不法投棄防止のためのパトロールや立看板などの設置、チラシの配布などを行い、美化意識の向上を図り、美しい住みよいまちづくりの実現に努めます。
川をきれいにする運動	市街地を流れる千保川をはじめ、中小河川、用排水路などを清らかな流れにするために、河川流域のごみの投棄防止と清掃活動を推進し、環境美化の維持に努めます。特に、千保川流域の事業所、自治会や美しいまちづくり市民連絡会議などの協力を得て特別清掃を実施します。
山や公園をきれいにする運動	市の観光地である二上山や各地域の公園の除草、清掃活動を実施し、緑豊かな自然環境ときれいで憩いのある公園の維持に努めます。
雑草地をなくする運動	ごみの不法投棄や衛生害虫の発生しやすい雑草の繁茂地などを市内全域にわたって調査するとともに、所有者及び管理者に対して雑草の刈り取り、不法投棄防止などの管理徹底を要請し市民生活の向上に努めます。
玄関先のボランティア運動	各家庭や事業所の玄関はもとより、道路や周辺の清掃・除草などをお願いし、市民、事業者、行政が一体となって、環境美化に努めます。
海岸をきれいにする運動	海岸の自然景観を保つとともに、行楽、海水浴客などの美化意識の向上を図るために、地域各種団体の協力を得て、海岸に打ち上がるごみや散乱するごみを除去し、能登半島国定公園の玄関口としての観光地にふさわしい景観の維持に努めます。
空き缶ゼロ運動	空き缶などの散乱を防止し、美化意識の向上を図るために、市内全域での空き缶回収活動を実施する一方、パトロール活動による啓蒙活動を強化します。また、新高岡駅を中心に、空き缶の投げ捨て防止などのモラルの向上を呼び掛けます。
環境美化重点地区の指定	高岡駅、新高岡駅周辺や、高岡を代表する観光地・歴史的景観を持つ町並み及び公園などの公共施設を有する中心市街地など、9地区を指定し、美化意識の啓蒙普及を進めます。
環境美化協定の締結	定期的・継続的に市民美化活動を実践する公共的団体と環境美化協定を締結し、清掃用具の貸与や、傷害保険の加入、助成金の支給、ごみの回収などの支援を行います。

・都市景観

本市では、「景観計画」を策定し、伝統、文化、風土などの優れた地域特性を活かして、市民・事業者・専門家・行政が協働で効果的かつ具体的に取り組む魅力ある景観づくりのための基本方針や施策などを定めています。

県西部の中心都市としてまた、観光交流拠点としても優れた地域特性を活かし、魅力ある都市空間を形成していく必要があります。

また、景観形成に影響力のある屋外広告物は、富山県屋外広告物条例に基づき規制・誘導を図ることとしています。

(4) 自然環境分野

① 貴重な自然の保全

本市は、豊かな森林に恵まれた二上山や西山丘陵、美しい景観の海岸を有しており、そこに多種多様な動植物も生息しています。これら地域固有の自然環境や生態系を保全し、将来の世代に引き継いでいくことが必要です。

・ 動物、植物

本市は、豊かな自然に恵まれており、そこにはホタルやかたかごなどの貴重な動植物のほか、野鳥や昆虫などの身近な生き物も多数生息しています。

環境省の「動植物分布調査」によると、本市では、多種の貝類、昆虫類、魚類、両生類、爬虫類、哺乳類が確認されており、環境省や県において絶滅が危惧されているトミヨなどの貴重な生き物も含まれます。

また、環境省の「特定植物群落調査」では、本市の代表的・希少な植物群落として、二上山のブナ群落や三千坊山のアカガシ群落などが挙げられています。

これらの身近な生き物とのふれあいを通じて豊かな心を育てていくためにも、生き物の生息地となる山・海・川・水路の保全を図り、貴重な動植物の保護に努めていく必要があります。



かたかごの花（高岡古城公園）



アツツキ・トミヨの生息池がある
中田いきものの里公園

・ 山地、河川、海岸

本市には、二上山（能登半島国定公園）とこれに連なる西山丘陵（ふくおか西山森林県定公園）などがあり、これらは貴重な財産です。山々は四季折々の美しい風景を楽しませてくれるとともに、様々な動植物の生息地や水資源の涵養地として、川や海の豊かさを育む役割を担っています。

河川は、庄川や小矢部川の大きな河川と多くの中小河川や水路があり、これらは郷土の発展と深い関わりを有し、多様な生き物の生息地となる水辺環境となっています。

今後とも、植生・流況・水質など、生き物の生息地としての水辺環境の保全に努めるとともに、これらに培われる豊かな水辺とふれあう活動を推進していく必要があります。

雨晴海岸（能登半島国定公園）や国分海岸は、海上に浮かぶ立山連峰の雄大な

景観が見られる有数の景勝地であり、また、良好な海水浴場となっています。今後とも、海岸植生などの自然環境を保全していくとともに、多様化する海洋レクリエーションに対応し、自然環境と調和した海浜利用を図っていく必要もあります。



・ 田園環境

本市では、農地、水路、集落などを有する農村地域からの食料の安定供給を図るとともに、自然と共生する環境を創造し、活力ある住みよい農村づくりの実現を目指すため、「高岡市田園環境整備マスタープラン」に基づき、自然に配慮した用排水路の整備などに努めています。

また、南部の戸出地区などの散居村では、屋敷林に囲まれた農家が点在し、緑で覆われた小島が大海原に浮かぶ姿に似てたいへん美しく、全国に誇る農村の原風景といえるものです。

今後とも、このすばらしい田園環境を保全していく必要があります。

表 環境に配慮した農業農村整備事業の整備方針の概要

自然環境保全エリア	森林と清流を有する二上山、西山、五位山、御坊山の4つの丘陵地は、自然環境に恵まれており、その自然環境の保全・整備に努めます。
田園環境エリア	農地が集約している地域であり、農業生産基盤の整備と快適な生活環境づくりを推進します。周辺の自然環境との調和を図りつつ、湧水の保全、貴重な屋敷林の保全、水系・地形の骨格を活かした農村空間の保全や整備に努めます。
都市環境エリア	優れた歴史ある建物や古くからの伝統産業と基幹産業が立地しており、商店街の活性化や都市機能の充実など、特色ある地域づくりに努めます。

(出典：高岡市田園環境整備マスタープラン)

② 森づくりの推進

森林は、木材などの生産だけではなく、水源涵養、山地災害防止や生物多様性保全など多面的な機能を有していることから、「高岡市森づくりプラン」の施策を体系的に進めていく必要があります。

また現在、森林整備において、豪雪や台風での倒木による下流域への土石流被害、

人口の減少や高齢化による森林の荒廃などの課題が残されており、森林の再整備や森林組合のさらなる経営基盤の強化を図る必要があります。



表 森づくりへの具体的な取組み

区分	取組み	整備の方法
里山林	生物多様性の保全や野生生物との棲み分け、森林教育の場の提供など、地域や生活に密着した里山の再整備を地域住民やボランティアなどの市民協働により推進します。	竹林等の整備、天然林の除伐・間伐・草刈等
混交林	人工林を針葉樹と広葉樹の混交林へと誘導し、水土保持機能や生物多様性の保全など公益的機能の確保や景観の保全を図ります。	風倒木の伐採・広葉樹植林（ナラ・クリ等）
生産林	林業者が適期の伐採と再造林を行い、持続的に木材生産を行います。	伐採、再造林（タテヤマスギ・カワイダニスギ・ケヤキ等）林道・作業道の整備、間伐、無花粉スギ
保全林	地すべり、土石流などの防止を目的とする保安林については、公益的機能がより高まるよう積極的に治山事業を推進し、保全・保護します。海岸線における保安林については、周辺環境に配慮し、改良・保育に努めます。	

(出典：高岡市森づくりプラン)

市独自の取組み

<p>① 県・森林組合と連携する「住民参加の森づくり事業」として、保育作業や竹林整備を行う森林ボランティアを市民から募り、育成に努めます。</p> <p>② 親子を対象とした「親子の里山ふれあい教室」や「炭焼き体験教室」等の参加型事業を開催し、環境学習の場の提供に努めます。</p> <p>③ 「森づくり出前講座」を開催し、本市の森林の現況や森林の持つ公益的機能等について理解を深め、森林整備事業の更なるPRに努めます。</p> <p>④ 各地区にある既存の公的施設等を利用して、市民や地域住民のボランティア活動の拠点づくりを支援します。</p> <p>⑤ 豊かな森が漁業資源を育むことから、森林組合と漁業協同組合等が連携し、流域の上下流の交流を深めながら、森林整備や海岸清掃及び間伐材の資源化等の活動を推進します。</p> <p>⑥ 森林組合との連携により、一貫した木材流通の体制づくりを支援し、地場産材の利用促進を図るとともに、除間伐材の活用（各種土木資材・漁礁・竹炭・シイタケの原木）など、中山間地の活性化に結びつく取組みを推進します。</p>

③環境に配慮した農林水産業

農業は食料の生産だけではなく、土地の保全、水源の涵養、自然環境の保全や美しい景観の形成など、様々な役割を果たしています。

本市では、化学肥料や化学合成農薬など化学的に合成された資材による環境への影響をできる限り低減し、環境に配慮した農業を推進していくため、「高岡市環境保全型農業推進方針」を定めています。

また、森林は水を貯え、山崩れを防ぎ、潤いと安らぎを与えるほか、二酸化炭素吸収源などの多面的機能を有し、環境の保全に重要な役割を担っています。

さらに、水産業では、沿岸分を中心とした海面漁業、庄川水系と小矢部川水系における内水面漁業が行われています。河川の水質保全、環境美化を促進することで、内水面漁業だけでなく、海面漁業の資源保全につながります。

今後、市民が将来にわたって、これらの恵みを楽しむことができるよう長期的な立場に立ち、多様な生態系に配慮しながら、地域の特性に応じた施策を推進していく必要があります。

・エコファーマー

エコファーマーは、堆肥などを活用した土づくりと化学肥料・農薬の使用の低減を一体的に行う環境にやさしい農業に取り組む農業者（個人または法人）で、県が認定しています。

本市では、エコ農業の取組みを支援するとともに、エコファーマーの普及を図り、環境にやさしい農業の推進に取り組んでいます。

・バイオマス

バイオマスとは、化石燃料以外の動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことです。

本市では、「バイオマスタウン構想」に基づき、民間企業が堆肥化施設（最大能力1,500 t/年）を整備し、平成21（2009）年5月より、家畜排せつ物、もみ殻や野菜くずなどから良質な堆肥の生産に取り組んでいます。



・グリーン・ツーリズム

グリーン・ツーリズムとは、都市住民などが余暇を利用して農山漁村に滞在し、自然、文化、人々との交流を楽しむことです。

都市住民にとっては、心身のリフレッシュを図ると同時に、農山漁村の住民の「自然を守り、利用し、保全する知恵」を学ぶ場となり、また、農山漁村の住民にとっては、訪れる人々との交流をきっかけに誇りと自信が付き、地域活性化に結びつける場となります。狭義では、農林漁業体験や農家民宿での宿泊などを通して、農家の人々と交流する活動のことをいいます。

また、身近なところでは、直売所での地域農産物の購入や自然環境の豊かな地域での宿泊だけでも、その地域の農業や農村の理解につながることから、グリーン・ツーリズムと捉えられています。

・中山間地における農業

中山間地域などの集落の住民が本市と「集落協定」を締結し、協定参加者全員が集落の農地の耕作放棄防止、水路・農道などの管理、周辺の下草刈りや景観作物の作付けなどの多面的機能増進活動を行っています。本市では、現在9集落が集落協定を締結しています。

④農産物を活かした魅力の増進

地産地消とは、地元で生産されたものを地元で消費することであり、地場農産物の消費拡大と農業経営の向上に寄与しています。

一方、消費者にとっても新鮮で安全・安心な農産物を得られるメリットがあり、併せて、食材調達に係る輸送燃料や排ガス低減など、環境負荷の低減にもつながっています。

本市では、消費者、生産者、流通関係団体、農業協同組合、行政機関などで構成する「たかおか地産地消推進ネットワーク」を設立し、地産地消の推進に取り組んでいます。

また、学校などでは、地場食材を活用した特色ある給食の実施や、子供たちによる農作業体験を通じて、地産地消への理解や食育の推進に取り組んでいます。

(5) 環境教育分野

①自主的な環境学習の促進

本市では、県などの関係機関や地域の企業・団体等と連携を図りながら、環境教育等に関する様々な取組みを行っています。

学校や事業者、民間団体等の環境保全活動や環境教育を促進するためには、人材の育成、情報の提供、相談対応、各主体間のネットワークづくりが必要であることから、行政が中心となり、連携する場づくりや情報提供を行うことが有効と考えられます。

さらに、地球温暖化等の地球規模の環境問題にも対応が必要なことから、E S D（持続可能な開発のための教育）の理念や観点を踏まえた環境教育の推進も求められています。

このほか、市は自らも事業者であるという立場から、公共事業における廃棄物の排出抑制・再資源化や自然の改変の回避、庁舎や公共施設でのごみの減量・分別や省エネルギーの実践・再生可能エネルギーの活用など、自ら率先して環境に配慮した取組みを引き続き進める必要があります。

②環境学習の機会の提供

本市では、次代を担う子供たちに対する環境学習を推進するため、学校における環境教育のほか、「こどもエコクラブ」活動を支援しています。

このほか、企業による環境経営の取組みを促進するため、エコストアの周知やマイバッグ運動など、環境に配慮した消費者教育の充実にも努めています。

さらに、とやま呉西圏域*など広域的にも自然環境が豊かで体験学習の場が多様な形で存在することから、こうした場を活用した広域的な視点での取組みの拡大を図ることが必要です。



環境親子体験（ソーラークッカー体験）

※「とやま呉西圏域」とは

富山県西部6市（高岡市、射水市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市）で構成する連携中枢都市圏の名称のこと。人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点的形成することを目的としている。

③環境情報の提供

環境に関連した情報は、環境教育や環境保全活動を促進する基盤となるため、環境に関する正確な情報を必要なときに必要な形で入手できるよう、情報提供の体制の充実が求められています。

3 課題の整理

環境分野ごとの主な課題を整理した一覧は次のとおりです。

環境分野		主な課題
生活環境	公害	①大気環境 ②水環境 ③騒音・振動 ④悪臭 ⑤土壌汚染・地盤沈下・地下水資源 ⑥有害化学物質
	化学物質	
地球環境	低炭素社会	①地球温暖化対策の推進
		②省エネルギーの推進
		③再生可能エネルギーの導入促進
	④新たなエネルギーの利活用	
循環型社会	⑤廃棄物の減量化・資源化	
歴史的・文化的 快適環境	緑化	①まちなかの緑化の推進と保全
		②身近な花と緑の活用
		③親水空間
	交通環境 歴史資源 文化資源	④環境にやさしい交通の推進 ⑦公共交通の推進 ⑧自転車利用・徒歩の推進 ⑨歩いて魅力的な町並みの形成
		環境美化、都市景観
自然環境	生態系	①貴重な自然の保全
	森里川海	②森づくりの推進
		③環境に配慮した農林水産業
		④農産物を活かした魅力の増進
環境教育	環境学習	①自主的な環境学習の促進
		②環境学習の機会の提供
	情報提供	③環境情報の提供

第3章

計画のめざすもの

1 基本理念

本市環境基本条例第3条には、環境の保全及び創造を推進するにあたり、3つの基本理念を掲げています。

本計画においても、この基本理念に則り、各種の取組みを推進することとします。

基本理念（高岡市環境基本条例第3条）

- (1) 市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要とする快適で恵み豊かな環境の恩恵を享受するとともに、これを将来の世代に継承すること。
- (2) 市、事業者、市民及び滞在者のそれぞれの責務に応じた役割分担のもとに、自主的かつ積極的な取組みにより、人と自然が共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築すること。
- (3) 地球環境保全が人類共通の課題であり、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることを認識しながら、すべての事業活動及び日常生活において、地球環境保全を積極的に推進すること。

2 環境都市像

高岡市総合計画では、まちの将来像として、「豊かな自然と歴史・文化に つつまれ 人と人がつながる 市民創造都市 高岡」を掲げています。

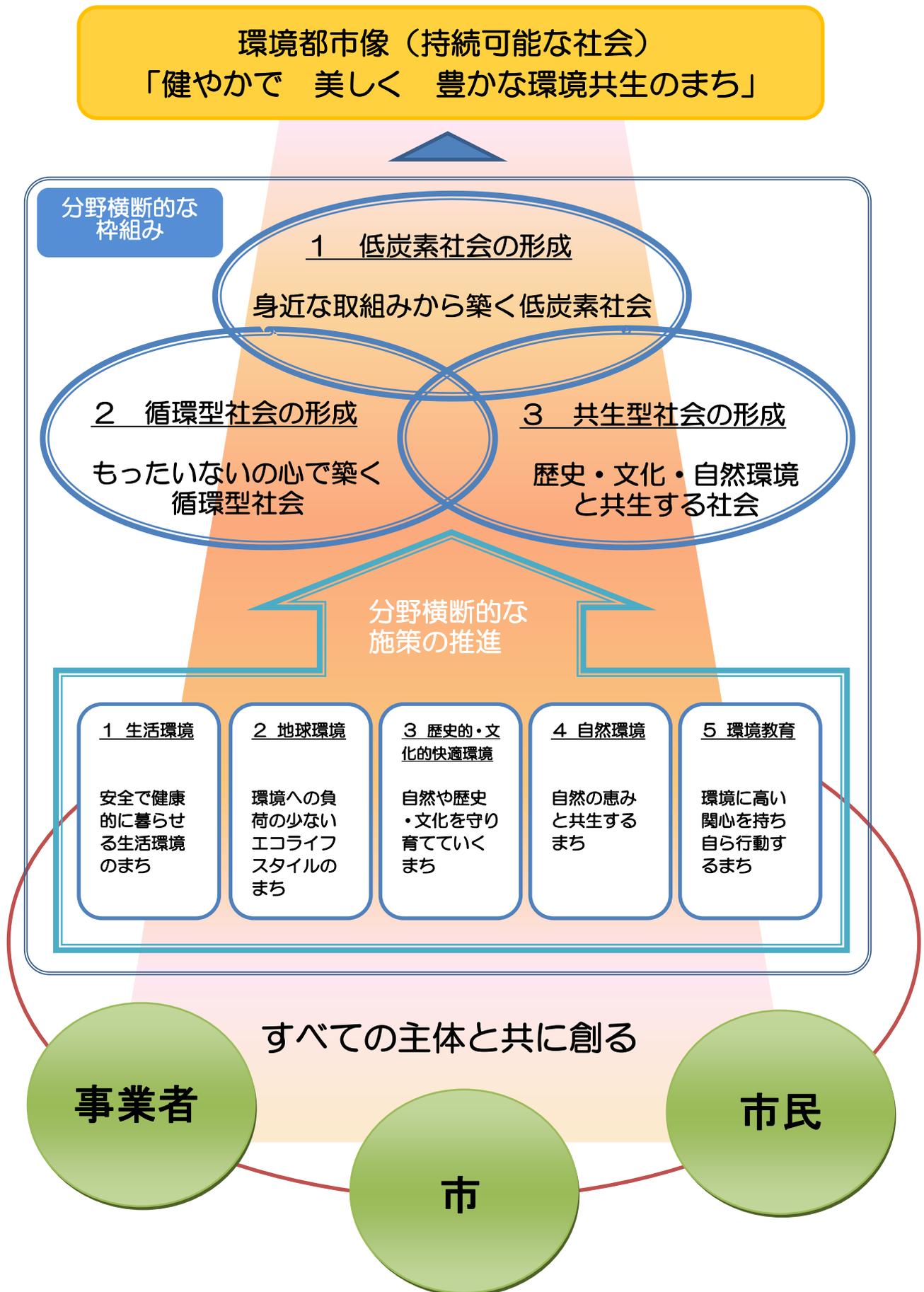
まちの将来像の実現を環境面から支え、環境に大きな負荷をかけない持続可能な都市を目指すため、本基本計画では「健やかで 美しく 豊かな環境共生のまち」を環境都市像として掲げ、市、事業者や市民が一体となって「環境共生のまち高岡」の実現を目指していきます。

◇環境都市像◇

①健やかで ②美しく ③豊かな環境共生のまち

- ①健康で安心して生活できる環境であること
- ②美しくうるおいのある快適な環境であること
- ③豊かな自然と共生し、地球環境にも配慮した持続可能な地域であること

図 目指す環境都市像の実現に向けた取組みのイメージ



3 環境分野ごとの目標

本市が目指す環境都市像を実現するため、第2章に示した「環境の現況と課題」、前項の基本理念を踏まえ、環境分野ごとの環境目標を以下のとおり定めます。

(1) 生活環境

<目標> 安全で健康的に暮らせる生活環境のまち

水と緑が織りなす美しく豊かな自然の恵みを受け、私たちは健康的で良好な生活環境のなかで暮らしています。

私たちの健康や生活環境に被害が生じないように、「安全」の確保は化学物質汚染等による公害から私たちの健康・生活を守るという点において、環境行政の最も基本的なことです。

今後も、市、事業者及び市民等のそれぞれが事業活動や日常生活において、生活環境の保全に取り組み、人々が健康で安心して暮らせる環境の実現を目標とします。

(2) 地球環境

<目標> 環境への負荷の少ないエコライフスタイルのまち

地球温暖化防止に努め、また、限りある資源を大切に使い、将来世代に引き継ぐことは現世代の責務です。

私たちは、エネルギーや食料などあらゆるものを限りある資源から得ていることを認識し、エネルギーや資源の節約に取り組むとともに、環境への負荷の少ない暮らし方や事業活動を選ぶなど、将来世代の環境を守るためにできるところから取り組むまちの実現を目標とします。

(3) 歴史的・文化的快適環境

<目標> 自然や歴史・文化を守り育てていくまち

地域の環境を維持し、豊かな生活を営んでいくためには、住宅・道路・公園などの都市機能が、樹木や河川などの自然と相互に調和を保ちながら機能していく必要があります。

また、歴史的・文化的資源はまちの構成要素として地域に根付いており、私たちの文化的な活動の場として、またコミュニティをつなぐ要として無くてはならない存在です。

多くの地域住民が自然や歴史的・文化的環境に触れることで、まちの誇りや愛着を深めるとともに、広域の人々にその価値を広め、豊かな自然や歴史的・文化的環境を守り育てていくまちの実現を目標とします。

(4) 自然環境

<目標> 自然の恵みと共生するまち

庄川・小矢部川や二上山・西山丘陵そして雨晴海岸など、水と緑が織りなす美しく豊かな自然の恵みに支えられ、多くの動植物からなる生態系が形成されています。私たちもまた豊かな自然の恵み、そして生態系の恵みを受けて暮らしています。

私たちは、この豊かな生態系と自然環境の価値を再認識し、森里川海のつながりを確保するとともに、生態系の保全を通じて、人と自然が共生するまちの実現を目標とします。

(5) 環境教育

<目標> 環境に高い関心を持ち自ら行動するまち

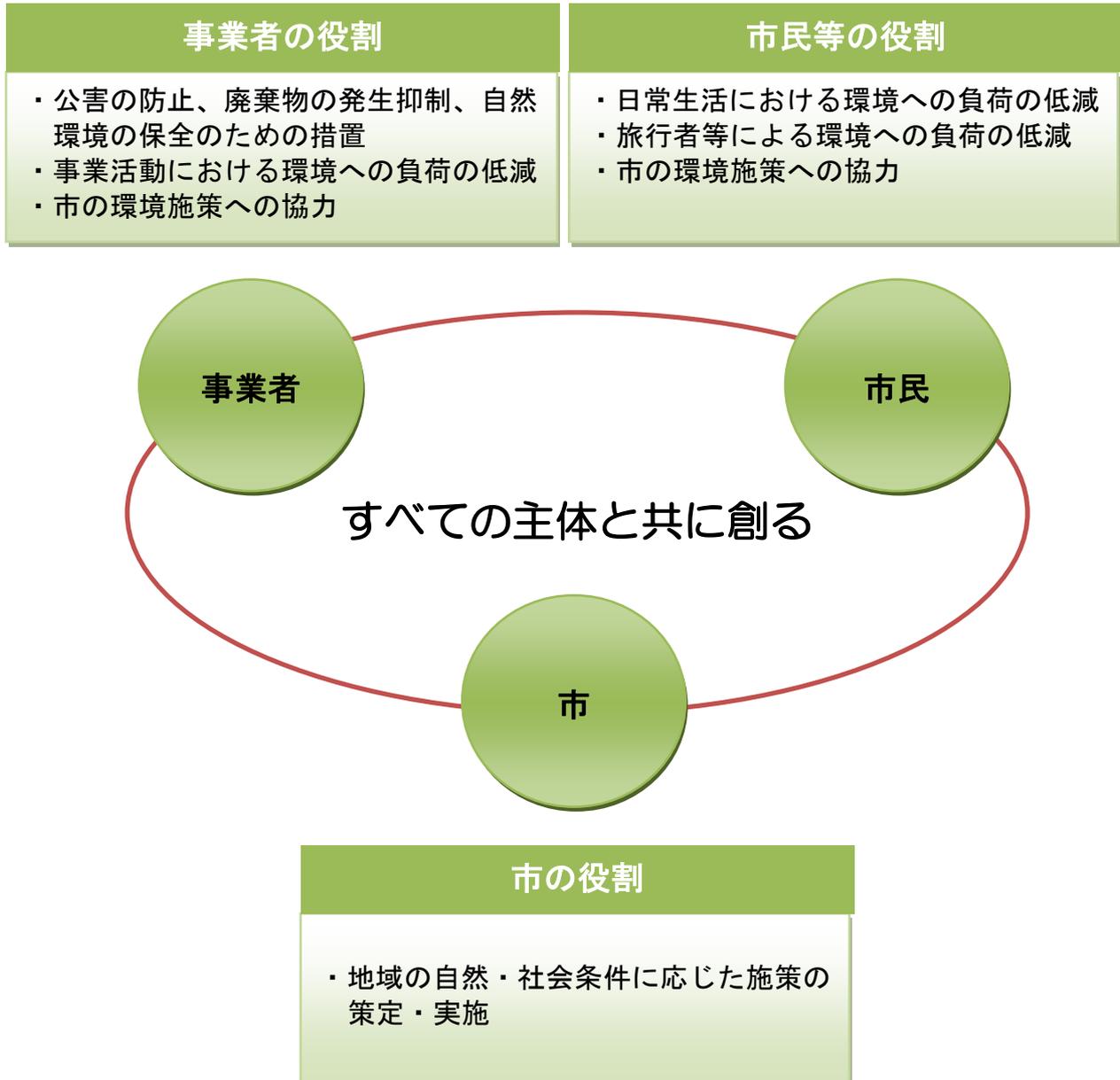
豊かな環境を保全し、創造していくためには、私たちの生活が自然の恵みの上に成り立っていることを実感し、環境への負荷は日々のライフスタイルに深く関わっていることを理解し、主体的に環境に働きかけていくことが欠かせません。

市、事業者及び市民等のそれぞれが連携しあって、環境に関する多様な情報を得て学び、環境に配慮した行動を実践し、その活動を広め、環境を守っていくまちの実現を目標とします。

4 推進主体と役割

目指す環境都市像の実現のためには、高岡市環境基本条例に定められている役割に基づき、すべての主体（市、事業者、市民）による共創の取組みが重要になります。

本計画の推進にあたっては、市が中心となって取組む環境に関する施策と、市民・事業者が自主的に取組む環境配慮指針を定めることにより、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。



第4章

施策の体系

1 施策の体系

本計画では、5つの分野ごとの目標に基づき、施策を体系化します。体系化にあたっては、総合計画に示される環境に関わりのある内容を整理し、施策の体系に反映させます。

生活環境	《目標》	安全で健康的に暮らせる生活環境のまち
	公害 化学物質	(1) 安全で健康的に暮らせる生活環境の確保 ①大気環境の保全 ②水環境の保全 ③水資源・土壌環境・地盤環境の保全 ④騒音・振動の防止 ⑤有害化学物質対策の推進

地球環境	《目標》	環境への負荷の少ないエコライフスタイルのまち
	低炭素社会	(1) 低炭素型まちづくりの推進 ①省エネルギー化の促進 ②再生可能エネルギーの導入や環境にやさしいエネルギーの利活用の推進 ③地球温暖化防止に向けた市民生活や事業活動の推進 ④地域から取り組む森林保護対策の推進
	循環型社会	(2) 循環型まちづくりの推進 ①資源効率化・3Rの推進 ②食品ロス・食品廃棄物対策の市民運動の推進 ③廃棄物エネルギーの有効利用 ④廃棄物適正処理の推進

歴史的・ 文化的 快適環境	《目標》 自然や歴史・文化を守り育てていくまち	
	緑化	(1) 花と緑のまちの創造 ①公園などの緑空間の充実 ②市民による身近な花と緑の確保 ③親水空間の創造と活用
	交通環境 歴史資源 文化資源	(2) 歩いて楽しい魅力あるまちづくりの推進 ①快適に移動できるまちづくり ②歴史、文化資産、町人文化を活かしたまちづくり ③観光資源を活用したまちづくり
環境美化 都市景観	(3) 美しいまちづくり ①美しいまちづくり市民総ぐるみ運動の推進 ②美しい都市景観の形成の推進	

自然 環境	《目標》 自然の恵みと共生するまち	
	生態系	(1) 生物多様性の確保など貴重な自然の保全 ①貴重な動物・植物・生態系の保全 ②貴重な地形地質の保全 (2) 自然とのふれあいの推進
森里川海	(3) 森林や農地などの保全・活用 ①地域の特性に応じた森づくり ②森林資源を有効に活用できる森づくり ③市民参加による森づくり ④環境を育む農地の保全 ⑤漁場環境の保全	

環境 教育	《目標》 環境に高い関心を持ち自ら行動するまち	
	環境学習	(1) 行政・市民・事業者の自主的な活動の推進 (2) 環境学習の機会の提供促進
情報提供	(3) 環境情報の提供	

第5章

施策の展開

1 環境分野ごとの施策の方向性

持続可能な「環境共生のまち高岡」の実現には、市、事業者、市民が各主体の役割に応じた行動が欠かせません。そのため、本計画では、すべての主体（市、事業者、市民）の役割に基づき、市が中心となって取り組む環境に関する施策と市民・事業者が自主的に取り組む環境配慮指針を併せて定めます。

1) 生活環境

◇目標1 安全で健康的に暮らせる生活環境のまち

基本方針

- 各主体が事業活動や日常生活から発生する環境負荷を抑制し、化学物質汚染等による公害から健康・生活の確保を図ります。

施策の方向

(1) 安全で健康的に暮らせる生活環境の確保

①大気環境の保全

- 大気環境の監視を行います。
- 大気汚染の発生源となる工場・事業場の監視・指導を行います。
- 自動車排ガスの排出抑制につながる、エコドライブの普及を図ります。
- 悪臭の発生源となる工場・事業場の監視・指導を行います。

②水環境の保全

- 河川・地下水の水質監視を行います。
- 水質汚濁の発生源となる工場・事業場の監視・指導を行います。
- 下水道の整備と普及を図ります。
- 下水道処理施設の適切な運営・改修に努めます。
- 合併処理浄化槽の整備を図ります。

③水資源・土壌環境・地盤環境の保全

- 地下水位などの監視を行います。
- 工業用や消雪用などの地下水の適正利用を促進し、地下水位の低下による障害の防止、地盤環境の保全を図ります。

- 土壌汚染が発見された場合には、県と連携して対応します。
- 森林の公益的機能の一つである水源涵養機能を保全するため、水源地域の森林の保全、保安林の整備を行います。
- 土砂流出防止のため、防災林の造成などの治山事業を行います。
- 水の恩恵を享受できるよう流域全体を考慮し、健全な水循環の確保に努めます。

④騒音・振動の防止

- 騒音・振動の発生源となる工場・事業場及び建設作業の監視・指導を行います。
- 自動車交通による騒音・振動の監視を行い、低減対策に努めます。
- 近隣騒音については、発生抑制の啓発を行います。
- 新幹線鉄道による騒音・振動については、関係機関とも連携し対応に努めます。

⑤有害化学物質対策の推進

- 工場・事業場における有害化学物質の発生抑制・適正管理を促進します。
- 有害化学物質に関する情報収集に努めます。

指標及び目標

施策	指標名	現状 (2016年度)	目標 (目標年度)
安全で健康的に暮らせる生活環境の確保	環境基準の適合状況	①河川水質 全ての地点で適合 ②地下水水質 ・環境監視 全ての地点で適合 ・汚染井戸周辺 全ての地点で適合 ③環境騒音 ・自動車騒音地点評価は 85% の地点で全時間帯適合 ・自動車騒音面的評価は 93.4% の地点で全時間帯適合 ④大気汚染 ・SO ₂ , SPM, NO ₂ : 100 %適合 ・Ox : 約 95 %適合 ・ダイオキシン : 100 %適合	全ての地点での適合を維持します。 全ての地点での適合を維持します。 全ての地点での適合を維持します。 適合率の向上を図ります。 適合率の向上を図ります。 全ての地点での適合を維持します。 適合率の向上を図ります。 全ての地点での適合を維持します。
	下水道処理人口普及率	91.5%	93.8% (2026年度 ^{※1})
	水洗化率 ^{※2}	94.0%	97.7% (2026年度 ^{※1})

※1 本計画の目標年度が 2027 年度であるため、関連計画等の点検・見直しと合わせ、指標・目標値の再設定を検討します。

※2 下水道を利用できる人のうち下水道を利用している人の割合

環境配慮指針

(1) 安全で健康的に暮らせる生活環境の確保

■事業者の取組み

- ・環境法令を遵守するとともに、事業活動から発生する環境負荷の抑制に努めます。
- ・環境リスク低減のため、リスクコミュニケーションに努めます。
- ・工場・事業場・建設現場では、公害の発生防止に努めます。
- ・効率的な運行計画を立て、アイドリングストップなどのエコドライブに努めます。
- ・不要な自動車の使用を控え、公共交通機関や自転車を利用します。
- ・下水道への接続や合併処理浄化槽の設置により、水質浄化に努めます。
- ・地下水の利用にあたっては、節水に努めます。
- ・地下水の自噴地帯では、過剰な自噴を控えます。
- ・工場・事業場で使用する化学物質などを適正に管理し、土壌・地下水汚染などを起こさないよう努めます。
- ・農作物への農薬の使用を減らすよう努めます。

■市民の取組み

- ・近隣に配慮し、野焼きや騒音などの迷惑をかけないように心がけます。
- ・アイドリングストップなどのエコドライブに努めます。
- ・マイカーの使用を控え、公共交通機関や自転車を利用します。
- ・下水道への接続や合併処理浄化槽の設置により、水質浄化に努めます。
- ・洗剤は必要以上に使わないなど、家庭からの排水をきれいにします。
- ・地下水の利用にあたっては、節水に努めます。
- ・地下水の自噴地帯では、過剰な自噴を控えます。
- ・昔ながらの暮らし方を再認識し、雨水などを植物への散水や夏の打ち水に利用します。

2) 地球環境

◇目標2 環境への負荷の少ないエコライフスタイルのまち

基本方針

- 省エネルギー化や環境にやさしいエネルギー等を活用し、環境への負荷の少ないエコライフスタイルが定着した低炭素型社会の形成を図ります。
- 資源効率化や3R（ごみの発生抑制・再使用・資源の再生利用）等により天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減された循環型社会の形成を図ります。

施策の方向

(1) 低炭素型まちづくりの推進

①省エネルギー化の促進

- 省エネルギー型のライフスタイルや企業活動を促進するため、市民や事業者に対する普及啓発を図ります。
- 公共施設や学校などの建設・改築・改修にあたっては、再生可能エネルギーの導入、自然光の活用、省エネルギー型の照明や空調機器などの採用を図ります。
- 「まちなかの区域※」において、居住環境の向上を図る観点から、住宅のエコリフォーム（断熱リフォーム）を支援し、省エネルギー住宅の普及に努めます。

※まちなかの区域

高岡駅北市街地で、東側をJR氷見線、南側をあいの風とやま鉄道線、西側を千保川、北側を国道156号・主要地方道富山高岡線で囲まれる区域に金屋地区を含めた、面積約270ヘクタールの地区



- 省エネ性能の高い住宅の普及を図り、環境負荷の少ないライフスタイルを促進します。
- 事業所、公共施設などへの省エネルギー設備の導入を促進します。

②再生可能エネルギーの導入や環境にやさしいエネルギーの利活用の推進

[市民生活分野]

- 住宅用太陽光発電システムなど再生可能エネルギー設備の導入の支援を行い、省エネルギー住宅の普及を促進します。
- 電気自動車など環境にやさしい次世代自動車の普及を促進します。

- 公共施設や学校などの建設・改築・改修にあたっては、太陽光発電システムの導入など、再生可能エネルギーの活用を推進します。

[産業活動分野]

- 再生可能エネルギーに関する情報収集を行い、再生可能エネルギーを利活用する企業への支援策の情報提供に努めます。
- 水素に関する他機関の取組み等の情報収集に努めるとともに、利活用の可能性について検討を進めます。

③地球温暖化防止に向けた市民生活や事業活動の推進

- 環境教育や啓発を通じて、市民生活や事業活動における温室効果ガスの排出削減を図ります。
- 「地球温暖化防止高岡市役所実行計画」を推進し、市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減を図ります。
- 資源効率化や3R（ごみの発生抑制・再使用・資源の再生利用）を推進し、廃棄物の焼却に伴う温室効果ガスの排出削減を図ります。
- ノーマイカーデーなどモビリティ・マネジメントの実施により、公共交通を利活用するライフスタイルの定着を推進します。
- エコドライブの普及啓発を推進し、自動車利用に伴う温室効果ガスの排出削減を図ります。
- オゾン層保護対策と併せて、空調機器、家電製品、自動車に使われているフロンガスの回収・適正処理を促進します。

④地域から取り組む森林保護対策の推進

- 地場産材を使用した木造住宅の普及や、公共工事における地場産材の有効活用を推進します。
- 公共施設や学校などにおける地場産材の有効活用を推進します。
- 下草刈や間伐など森林管理を進め、長期にわたり二酸化炭素を吸収・固定する森林の保全を図ります。
- 間伐材などの森林バイオマス利用による二酸化炭素排出削減を図ります。

(2) 循環型まちづくりの推進

①資源効率化・3Rの推進

Reduce リデュース ごみの発生抑制
Reuse リユース 再使用
Recycle リサイクル 資源の再生利用

- 「もったいないの心」から、余分なものを買わない、まだ使えるものは繰り返し使うなど、ごみをなるべく出さないエコライフを啓発します。

- 効率的かつ安定的なごみ処理事業の運営を図ります。
- 経済性や効率性、環境負荷にも配慮しつつ、各種ごみの性状に応じた分別やリサイクル方法を構築するとともに、事業者における排出者責任を徹底し、品目別の資源化の推進を図ります。
- 東京オリンピック・パラリンピックに向けた「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」を通して、小型家電リサイクルの推進を図ります。
- 古紙類などの資源再生品の自主回収団体の拡充を図ります。
- 家畜排せつ物やもみ殻などから製造された良質なバイオマス肥料の利用を促進します。
- バイオマスの利活用を普及するための啓発事業を行います。

②食品ロス・食品廃棄物対策の市民運動の推進

- 「富山物質循環フレームワーク」を踏まえ、食品ロス・食品廃棄物削減を推進します。
- 市民団体や事業者と連携して「3010 運動※」など食品ロスの削減を推進します。

※「3010 運動」とは

本市では、「チャレンジ 3010」をキーワードに、食品ロスを削減するための3つのミッション（日常生活編、月の目標編、宴会編）を設けています。

このうち、宴会編については、＜乾杯後 30 分間＞は席を立たずに料理を楽しみましょう、＜お開き 10 分前＞になったら、自分の席に戻ってもう一度料理を楽しみましょうと呼びかけるなど、宴会時の食べ残しを削減するものです。

③廃棄物エネルギーの有効利用

- バイオマスや廃棄物などからのエネルギーの有効利用を促進します。
- 高岡広域エコ・クリーンセンターにおいては、発生する熱エネルギーを回収し、電気エネルギーとして有効利用に努め、余剰電気は電力会社を通じて売電するとともに、施設周辺の自然環境との調和を図ります。

④廃棄物適正処理の推進

- 廃棄物受入施設の維持管理を図ります。
- 広報紙やホームページ等を通じて、市民や事業者に対し、ごみの分別排出ルールの周知、徹底を図ります。
- 関係機関と連携して、ごみの排出者責任と適正処理の徹底を図ります。
- パトロールを行い、資源物の持ち去りや不法投棄の防止に努めます。
- し尿処理事業の安定的な運営に努めます。
- 災害廃棄物の発生時には、迅速適正な対応を図ります。

指標及び目標

施策	指標名	現状（2016年度）	目標（目標年度）
低炭素型まちづくりの推進	市役所の温室効果ガス排出量	42,859 t-CO ₂ (5か年平均)	35,672 t-CO ₂ 以下 (2030年度)
	住宅用太陽光発電の能力合計	5,629 kW	8,000 kW (2021年度*)
循環型まちづくりの推進	ごみ排出量 (集団回収分を含む)	61,871t	58,334t
	ごみのリサイクル率	21.8%	27.0%
	ごみの最終処分量	5,900t	5,563t

※本計画の目標年度が2027年度であるため、関連計画等の点検・見直しと合わせ、指標・目標値の再設定を検討します。

コラム

富山物質循環フレームワークの採択

平成28(2016)年5月に開催されたG7富山環境大臣会合では、資源効率性・3Rに関するG7の新たな枠組みとして、G7メンバーが共通のビジョンを持ちながら、協力して進める具体的取組みである、「富山物質循環フレームワーク」が採択されました。

「富山物質循環フレームワーク」では、共通のビジョンとして、地球の環境容量内に収まるように天然資源の消費を抑制し、再生材や再生可能資源の利用を進めることにより、資源がライフサイクル全体にわたって効率的かつ持続的に使われる社会を実現すること、また、その実現により、廃棄物や資源の問題への解決策をもたらすのみならず、雇用を生み、競争力を高め、グリーン成長を実現し、自然と調和した持続的な低炭素社会が実現することが示されました。

さらに、各国において、気候変動政策などの他の政策との統合を図りながら、食品ロスの削減をはじめとする3R対策や災害時に大量に発生する災害廃棄物の適正処理と再利用等を進めるとともに、国際的には、G7以外の国々との協力や、電気電子廃棄物の適正管理を進めることとし、資源効率や3Rの分野で、G7が世界にリーダーシップを発揮していくことが示されました。

環境配慮指針

(1) 低炭素型まちづくりの推進

■事業者の取組み

- ・ 事業所・工場における省エネルギー型の事業活動に努めます。
- ・ 太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、省エネルギー設備・機器の導入に努めます。
- ・ 電気・ガス・水道水などの消費量を把握し、その節減に努めます。
- ・ 原材料調達・生産工程・物流方法などについて、省エネルギーの観点から見直しに努めます。
- ・ 不要な自動車の使用を控え、電車・バス・自転車を利用します。
- ・ 環境にやさしい次世代自動車の導入に努め、運転時にはエコドライブを心がけます。
- ・ クールビズやウォームビズの奨励など地球温暖化に配慮したオフィスづくりに努めます。
- ・ 生垣の造成、敷地内・壁面・ベランダ・屋上などの緑化に努めます。
- ・ 自動車や空調機器などに使われているフロンガスの回収・適正処理を徹底します。

■市民の取組み

- ・ 低炭素な日常の暮らし方や働き方を選び、エコライフに努めます。
- ・ 省資源・省エネルギーに配慮した住宅設備や家電製品を選択します。
- ・ 冷暖房の温度設定や家電製品の待機電力の削減など、家庭における省エネルギーを実践します。
- ・ エネルギーの消費量をHEMSや環境家計簿などで把握し、節減に努めます。
- ・ 省エネルギー設備、再生可能エネルギーの導入や、断熱化などによる省エネルギー型の住まいづくりや、住まい方を工夫します。
- ・ 不要な自動車の利用をできるだけ控え、電車・バス・自転車を利用します。
- ・ 環境にやさしい次世代自動車を利用し、運転時にはエコドライブを心がけます。
- ・ クールビズやウォームビズに努めます。
- ・ 生垣の造成、庭・壁面・ベランダ・屋上の緑化など、家で緑をふやす工夫をします。
- ・ 昔ながらの暮らし方を再認識し、雨水などを植物への散水や夏の打ち水に利用します。

(2) 循環型まちづくりの推進

■事業者の取組み

- ・ 3 R（ごみの発生抑制・再使用・資源の再生利用）を推進し、ごみの減量化・資源化・適正処理に努めます。
- ・ 使用済み用紙の裏紙使用や事務用品の再利用を行います。
- ・ 店頭回収ボックスを設置するなど、資源の自主回収・適正処理を進めます。
- ・ 簡易包装や繰り返し使える商品などの生産・販売に努めます。
- ・ リサイクルの方法など、分かりやすい商品表示の工夫に努めます。
- ・ 再生紙など環境負荷の少ない製品の情報提供やPRに努めます。
- ・ 「3010 運動」などに協力し、食品ロスの削減に努めます。
- ・ バイオマス肥料を利用するなど、減農薬・減化学肥料を用いた安全・安心な農産物の供給に努めます。
- ・ 廃棄物を資源やエネルギーとして適切に活用します。
- ・ 不法投棄はしません。

■市民の取組み

- ・ 3 R（ごみの発生抑制・再使用・資源の再生利用）を推進し、ごみの減量化・資源化・適正処理に努めます。
- ・ 「もったいないの心」から、余分なものを買わない、まだ使えるものは繰り返し使うなど、ごみをなるべく出さないエコライフに努めます。
- ・ ごみとして出す前に、資源が混ざらないよう分別を徹底します。
- ・ 生ごみの堆肥化などに努めます。
- ・ 「3010 運動」などに協力し、食品ロスの削減に努めます。
- ・ 使い捨て商品の購入を控えるとともに、修理して長く使えるものを選びます。
- ・ 地域のごみ集積場の維持管理に協力します。
- ・ 地域での資源回収や分別収集に協力します。
- ・ 不法投棄はしません。

3) 歴史的・文化的快適環境

◇目標3 自然や歴史・文化を守り育てていくまち

基本方針

- 四季折々の花と緑が満ちあふれた快適な自然空間や美しい都市景観の形成、美しいまちづくりなど、まちの快適性の向上を図ります。
- 歴史・文化資産や環境にやさしい交通を活かし、来訪者にとっても歩いて楽しい地域環境づくりを図ります。

施策の方向

(1) 花と緑のまちの創造

①公園などの緑空間の充実

- 「高岡市田園環境整備マスタープラン」や「高岡市グリーンプラン」などに基づく事業を推進するとともに、緑空間の整備を図ります。
- 自然の緑、公園緑地等の適正管理・活用に努めます。
- 高岡市の花(かたかご)、花木(さくら)、木(つまま)の普及に努めます。
- 道路や河川等の緑化による個性的な緑の回廊を創出し、緑豊かな美しいまちづくりを推進します。
- 拠点緑地の充実を図るとともに、防災を考慮した公園づくりを進めます。

②市民による身近な花と緑の確保

- 市民による緑化事業を支援します。
- 生垣の造成、事業所緑化、保存樹木指定、屋敷林の保全を促進します。
- 緑化の普及啓発活動の充実を図ります。
- 地域の緑化計画を策定するとともに、高岡市花いっぱい連盟や各種団体と連携をとりながら緑化を推進します。
- 公園緑地や街路樹など、地域の緑を守り育てるための活動に参加できる組織づくりに清掃活動等を通じて取り組みます。

③親水空間の創造と活用

- 環境創造型用排水路の整備を促進します。
- 川に親しむ、守り育てる活動を推進します。
- 「平成の名水」や「とやまの名水」の普及を図ります。

(2) 歩いて楽しい魅力あるまちづくりの推進

① 快適に移動できるまちづくり

[地域交通]

- 新高岡駅周辺から高岡駅を経て中心市街地に至る都心軸を中心に高次都市機能の集約を図るとともに、アクセスの強化を図ります。
- 交通施設等における観光案内サインなどの改善をはじめ、公共交通等を活用した観光周遊ルートの作成、パンフレット・公共交通マップの作成、インターネットの乗換え検索システムのサービスなどの情報提供・情報発信の取組みに努め、安全・安心で利用しやすい公共交通サービスを提供します。
- 都市機能の配置や再開発など、まちづくりと連携し、都心と居住エリア、周辺地域間を結ぶ公共交通ネットワークの整備並びに、交通不便地域等の改善を図り、市内を円滑に移動できる交通体系を構築します。
- マイレール、マイバス意識の醸成、過度に自動車に頼る暮らしから適度に多様な交通手段を利用する暮らしを目指すモビリティ・マネジメントの実施により、公共交通を利活用するライフスタイルの定着を進めます。

[自転車利用・徒歩]

- レンタルサイクルを推進します。
- 太陽光発電やLED照明などを活用した環境配慮型街路灯、誘導灯、案内板などの設置に配慮します。
- 利用しやすい駐輪場の整備を図ります。
- 交通安全に係る教育及び啓発を図ります。
- 放置自転車（長期間駐車自転車等）の撤去を図ります。

② 歴史、文化資産、町人文化を活かしたまちづくり

- 文化財の保存・活用を図るとともに、その周辺の歴史的景観の保護や公共空間の整備に努めます。
- 市民による文化財の保存・活用活動を促進します。
- 山町筋・金屋町など、伝統的な町並みの保存・活用を図ります。
- 歴史と文化のまち高岡に存在する多くの歴史・文化資産を磨き、日本遺産に認定された「高岡の町民文化」の保存・継承、国内外への発信に努めます。
- 市民や観光客がまちなかを楽しく歩いて回遊できる仕組みをつくります。

③ 観光資源を活用したまちづくり

- まつり・イベントにおける環境配慮やその情報発信に努めます。
- 市内に点在している様々な歴史・文化資産や豊かに広がる自然景観など、多様な素材を再評価し、観光資源として活用します。

- 高岡御車山会館を核として、高岡大仏から山町筋、金屋町へとつなぐ“歩いて楽しめる”観光を推進します。
- 万葉まつりや万葉歴史館の活用を図るとともに全国に「万葉のふるさと高岡」をPRし、万葉のふるさとづくりを推進します。
- 国宝瑞龍寺、山町筋、金屋町、高岡城跡（高岡古城公園）などの貴重な歴史・文化資産の保存を前提に観光資源としての機能充実を図るとともに、日本遺産のストーリーを活かした回遊する仕組みづくりに取り組みます。
- 観光地としても親しまれている雨晴海岸や二上山、西山丘陵、庄川、小矢部川などの良好な自然景観の保全・活用に努めます。

(3) 美しいまちづくり

①美しいまちづくり市民総ぐるみ運動の推進

- 「高岡市市民の手による美しいまちづくり推進条例」に基づき、市が指定する美化重点地区の美化活動や市民等と結ぶ環境美化協定など、市民の自主的な美化活動への支援や普及・啓発活動に努めます。
- 本市の新たな玄関口となった北陸新幹線の新高岡駅周辺などの環境美化重点地区をはじめとする環境美化協定団体への支援及び地域の環境美化活動の推進に努めます。
- 美しいまちづくり高岡市民連絡会議を中心として、世代や地区を超えた参加を促し、二上山・千保川・高岡古城公園・海岸などの特別清掃を積極的に展開します。
また、海岸漂着ごみについては、地元自治会等が積極的な清掃活動を実施しており、海岸管理者と連携して、今後とも海岸特別清掃など海岸美化活動の一層の促進に努めます。

②美しい都市景観の形成の推進

- 恵まれた美しい自然や風土、歴史と文化、魅力ある市街地や特徴ある産業の場、交流の拠点がつくる高岡らしい景観を保全・活用し、美しい都市景観の形成を目指します。
- 積極的に景観誘導を行う地域を景観形成重点地区に指定し、地域の特性を活かした景観まちづくりを推進します。
- 景観まちづくりに市民が積極的に参加できるよう、景観形成市民団体の育成・支援を行います。
- 市民・事業者の協力により、地域特性や周辺景観と調和した屋外広告物となるよう規制・誘導を推進します。

指標及び目標

施策	指標名	現状(2016年度)	目標(目標年度)
花と緑の まちの創造	都市公園の箇所数	271 公園	274 公園 (2021 年度 ^{※3})
	都市公園の面積 (ha)	159.9ha	160.2ha (2021 年度 ^{※3})
	市民一人あたりの都市公園 面積 (m ²)	9.22m ²	9.42m ² (2021 年度 ^{※3})
	市街地の緑地率	18.8%	19.0% (2021 年度 ^{※3})
	花づくりグループ数 (団体)	360 団体	360 団体 (2021 年度 ^{※3})
	花いっぱい連盟会員数	個人 707 人、203 団体	個人 810 人、210 団体
歩いて楽 しい魅力 あるまち づくりの 推進	中心商店街・観光地における 歩行者通行量	16,670 人/日 (2015 年度)	17,670 人/日 (2021 年度 ^{※3})
	高岡市の観光客入込数 ^{※1}	3,740,657 人	4,500,000 人 (2020 年度 ^{※3})
	歴史・文化施設入込者数 ^{※2}	1,175,372 人/年 (2015 年)	1,210,000 人/年 (2021 年度 ^{※3})
	建築物等の修理・修景実績件 数 (累計)	3 件	15 件
	公共交通機関利用者数 (万葉線)	1,156 千人	1,156 千人
美しいま ちづくり	美化協定団体の締結数	51 団体	55 団体 (2021 年度 ^{※3})
	美化重点地区の美化活動参 加者数	16,912 人/年 (2015 年度)	17,000 人/年
	違反屋外広告物等の是正件 数	5 件	10 件/年 (2021 年度 ^{※3})

※1 年単位(1~12月)の集計値を使用

※2 歴史・文化施設(瑞龍寺、勝興寺、土蔵造りのまち資料館、鋳物資料館、伏木気象資料館、古城公園(高岡城跡)、御車山会館)

※3 本計画の目標年度が2027年度であるため、関連計画等の点検・見直しと合わせ、指標・目標値の再設定を検討します。

環境配慮指針

(1) 花と緑のまちの創造

■事業者の取組み

- ・計画的な敷地の緑化や緑に親しめる環境づくりに努めます。
- ・生垣・壁面・屋上などの緑化や、フラワーポットなどによる花と緑のまちづくりに努めます。
- ・花や緑などを守り育てる活動に参加・協力します。
- ・農業用排水路の法面緑化など、水辺環境の確保に努めます。
- ・透水性のある舗装材の活用や植栽により雨水を地下浸透させるなど、水が循環するよう努めます。

■市民の取組み

- ・生垣・庭・屋上などに花や緑をふやす工夫をし、適正な管理に努めます。
- ・花や緑などを守り育てる活動に参加・協力します。
- ・公園の緑の維持管理や、落ち葉の清掃などのボランティア活動に参加します。
- ・貴重なうるおい空間としての河川に親しむ活動に参加します。
- ・敷地内に緑地や土の面を確保し雨水を地下浸透させるなど、水が循環するよう努めます。

(2) 歩いて楽しい魅力あるまちづくりの推進

■事業者の取組み

- ・歴史と文化のまちづくりに協力します。
- ・歩いて楽しい観光地域づくりに協力します。
- ・雨晴海岸など観光地としても親しまれている自然景観の保全に協力します。
- ・歩いて楽しい商業空間づくりに努めます。
- ・公共交通機関を活用したエコイベントなどに協力・参加します。
- ・公共交通機関や自転車の利用に努めます。

■市民の取組み

- ・歴史と文化のまちづくりに協力します。
- ・歩いて楽しい観光地域づくりに協力します。
- ・雨晴海岸など観光地としても親しまれている自然景観の保全に協力します。
- ・公共交通機関を活用したエコイベントなどに参加します。
- ・公共交通機関や自転車の利用に努めます。

(3) 美しいまちづくり

■事業者の取組み

- ・自動販売機に回収ボックスを設けます。
- ・敷地内および敷地周辺の美化に努めます。
- ・美化重点地区・美化協定の活動に参加・協力します。
- ・ポイ捨て防止や空き地の管理など、まちの環境美化に取り組みます。
- ・河川・海浜などのクリーン作戦や運動に参加・協力します。
- ・自転車の放置や違法駐車をしません。
- ・建物の外観や色彩などを周辺の町並みと調和させるよう努めます。
- ・町並みや都市の景観を守り育てる活動に参加・協力します。

■市民の取組み

- ・地域ぐるみで、ごみ出しのルールを守ります。
- ・ごみは、きちんと持ち帰ります。
- ・美化重点地区・美化協定の活動に参加・協力します。
- ・ポイ捨て防止や空き地・空き家の管理など、まちの環境美化に取り組みます。
- ・河川・海浜などのクリーン作戦や運動に参加・協力します。
- ・自転車の放置や違法駐車をしません。
- ・建物の外観や色彩などを周辺の町並みと調和させるよう努めます。
- ・町並みや都市の景観を守り育てる活動に参加・協力します。

4) 自然環境

◇目標4 自然の恵みと共生するまち

基本方針

- 森里川海のつながりを確保し、豊かな自然環境の保全と自然の恵みの持続的な活用を図ります。

施策の方向

(1) 生物多様性の確保など貴重な自然の保全

① 貴重な動物・植物・生態系の保全

- 「高岡市田園環境整備マスタープラン」「高岡市森づくりプラン」や「高岡市グリーンプラン」などに基づく事業の推進により、動植物の保護に努めます。
- 里山地域の森林を整備することにより、多様な動植物が生息できる環境をつくります。また、クマなどの野生動物が、人里に出没しないよう棲み分けを図ることにより、生態系を保全します。
- ホタルやかたかご、海岸植生などの貴重な動植物の保全活動を促進します。
- 有害鳥獣について、県等の関係機関と連携し、農作物被害の防止等に努めます。
- 外来種（移入種）による地域固有の生態系への悪影響の防止に努めます。

② 貴重な地形地質の保全

- 二上山、雨晴海岸、五位の滝の沢などの美しい自然景観の保全に努めます。
- 海岸線に広がる飛砂防備保安林や、自然豊かな奥山の天然林の保全・保護を図ります。

(2) 自然とのふれあいの推進

- 高岡の自然を活かした農林漁業体験の普及など、グリーン・ツーリズムを推進・支援します。
- 農業等の体験の場を提供し、都市と農村との共生・交流を幅広い人たちの参画を促進して、農業に対する理解を深める活動を推進します。
- 自然や歴史を学ぶ活動や花とみどりの少年団など、自然とふれあう事業を促進します。

(3) 森林や農地などの保全・活用

①地域の特性に応じた森づくり

- 地域や生活に密着した里山の再整備を、地域住民やボランティアなどの市民協働により推進します。
- 里山林では、森林浴、炭焼き林、竹林、花木の森など、目的に応じた森づくりを推進します。
- 生産林では、林業者が適期の伐採と再生林を行い、循環型社会に貢献する持続的な木材の生産を推進します。
- 荒廃した人工林は針葉樹と広葉樹の混交林へ誘導し、水土保持機能や生物多様性の保全など、公益的機能の確保や景観の保全を図ります。
- 地すべりや土石流などの防止を目的とする保安林は、公益的機能がより高まるよう積極的に治山事業を進め、保全・保護を図ります。
- 海岸線における保安林は、周辺環境に配慮した改良・保育を図ります。
- 山林の境界がわからなくなり間伐が遅れている森林は、境界明確化作業を行い、整備・保全を図ります。
- 松くい虫やカシノナガキクイムシなどの病害虫から森林を守るため、森林病害虫の防除を行います。
- 土砂崩れの防止、海岸の防風・防砂、津波被害の軽減など、森林が持つ機能の増進を図り、自然の力を活用した防災・減災を図ります。

②森林資源を有効に活用できる森づくり

- 森林組合との連携による木材流通の体制づくりを支援し、地域産材の利用促進を図るとともに、除間伐材（土木資材・漁礁・竹炭）の活用など、中山間地の活性化に結びつく取組みを推進します。
- 親子を対象とした「里山ふれあい教室」や「炭焼き体験教室」などの参加型事業を開催し、環境学習の場として活用します。
- 森林の持つ水源涵養、二酸化炭素の吸収（地球温暖化の防止）などの機能の増進を図るとともに、森林施業の合理化と地域産材の利活用を図ります。

③市民参加による森づくり

- 県や森林組合と連携して、森林への理解や保全活動への市民参加を促進します。
- 地域住民が参加する里山整備事業を推進します。
- 一般ボランティア団体による市民参加型の森づくり事業を推進します。
- 企業が参加する企業の森づくり事業を推進します。
- 各地区にある既存の公的施設を利用して、市民や地域住民のボランティア活動の拠点づくりを支援します。

- 高岡市里山交流センターを活用し、里山の保全に関する情報や技術を提供するとともに、里山における市民の交流を促進します。
- 森づくり出前講座を開催し、広く市民に森林の持つ公益的機能について理解を深め、森林整備事業の参加に向けたPRに努めます。
- 森林組合と漁業協同組合などが連携して行う、森林整備や海岸清掃及び間伐材の資源化などの活動を推進します。
- 森林組合等の行う森林の再整備に対して支援し、林業の活性化を目指します。

④環境を育む農地の保全

- 地域住民による農業・農村が有する多面的機能（水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等）の維持・発揮を図ります。
- 中山間地域の住民による集落環境の保全活動を支援します。
- 農業の担い手の育成確保などによる耕作放棄地の発生・防止を図ります。
- 屋敷林に覆われた緑豊かな散居村の景観の保全に努めます。
- バイオマス肥料の利用を促進します。
- 安全・安心な農産物の生産や地産地消など、環境への負荷の少ない農業を推進します。
- 環境にやさしい農業に取り組むエコファーマーの普及を図ります。
- 農地や農業用水などの地域資源を、将来にわたって良好な状態で保全管理します。

⑤漁場環境の保全

- 内水面漁業協同組合による稚魚放流等に対して支援を行い、育てる漁業を推進します。
- 海面漁業について、サザエ、クルマエビ、ヒラメの種苗放流を支援します。

指標及び目標

施策	指標名	現状(2016年度)	目標(目標年度)
生物多様性の確保 など貴重な自然の 保全	環境創造型用排水路の整備	—	整備に努めます。
自然とのふれあいの 推進	グリーン・ツーリズムなどの 交流事業参加者数	9,517人	増加を図ります。
	とやま・ふくおか家族旅行 村公社利用者数	27,721人	増加を図ります。
森林や農地などの 保全・活用	高岡市里山交流センター 利用者数	2,024人	増加を図ります。
	市内エコファーマー人数	190人	275人 (2020年度※)
	広葉樹面積	3,995ha	3,995ha (2027年度※)
	里山の再整備面積	15ha	15ha (2021年度※)

※本計画の目標年度が2027年度であるため、関連計画等の点検・見直しと合わせ、
指標・目標値の再設定を検討します。

環境配慮指針

(1) 生物多様性の確保など貴重な自然の保全

■事業者の取組み

- ・施設の立地選定・設計・建設において、自然環境に配慮します。
- ・工事に伴う地形の改変は出来る限り少なくし、残存林地や緑地の保全に努めます。
- ・工事に伴う土砂流出を抑制します。
- ・野生動植物などの生息・生育場所として重要な森林・緑地・水辺の保全に協力します。
- ・ホタルやかたかごなど、地域固有の動植物の保護活動に参加・協力します。
- ・有害鳥獣による人身被害や農作物被害の防止に努めます。

■市民の取組み

- ・自然環境の浄化機能や水源涵養機能などの重要性を認識します。
- ・身近な場所や自然歩道などに咲く花・虫・鳥に関心を持ちます。
- ・自生する植物はむやみに持ち帰らないなど、植物・虫・鳥などを大切にします。
- ・地域の植物への理解を深めます。
- ・外来種の動物・鳥・魚・虫などを放さないようにします。
- ・野生動植物などの生息・生育場所として重要な森林・緑地・水辺の保全に協力します。
- ・ホタルやかたかごなど、地域固有の動植物の保護活動に参加・協力します。
- ・有害鳥獣による人身被害や農作物被害の防止に協力します。

(2) 自然とのふれあいの推進

■事業者の取組み

- ・地域の自然とのふれあいの場の創出・整備に協力します。
- ・グリーン・ツーリズムにつながる農林漁業や観光に努めます。
- ・自然とふれあうレクリエーション事業を行います。

■市民の取組み

- ・地域の自然とのふれあいの場の創出・整備に協力します。
- ・グリーン・ツーリズムに参加します。
- ・自然とふれあうレクリエーション事業に参加します。

(3) 森林や農地などの保全・活用

■事業者の取組み

- ・森づくりの活動に参加するとともに、広く参加を呼びかけます。
- ・森林や木材資源を大切にした事業活動に心がけます。
- ・農林水産業の振興や農地の保全に協力します。
- ・バイオマス肥料の利用に努めます。
- ・地産地消やエコファーマーの普及に協力します。
- ・安心・安全な地場産品を出荷します。

■市民の取組み

- ・森づくりの活動に参加します。
- ・農林水産業の振興や農地の保全に協力します。
- ・非農家も含め多面的機能支払交付金農地維持活動及び資源向上活動に参加します。
- ・バイオマス肥料の利用に努めます。
- ・地産地消やエコファーマーの普及に協力します。
- ・旬を大切にした地元野菜を買うようにします。

5) 環境教育

◇目標5 環境に高い関心を持ち自ら行動するまち

基本方針

- 環境に関する啓発・環境学習、CSR（企業の社会的責任）活動等を充実させ、各主体の自発的な環境行動の活性化を図ります。

施策の方向

(1) 行政・市民・事業者の自主的な活動の推進

- 地域に住んでいる人や昔ながらの環境と共生するための知恵をいかせるよう支援します。
- 体験を重視した環境学習を推進するため、地域の人材を活用した「地球温暖化防止活動推進員」「地下水の守り人」「川の見守り隊」などと連携し、学校や地域などでの活動を推進します。
- 「持続可能な開発のための教育（ESD）※」の理念や観点を踏まえた環境教育を推進していきます。

※「持続可能な開発のための教育（ESD）」（Education for Sustainable Development）
ESDは、世界が抱える環境、貧困、人権、平和、開発といった課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のことをいいます。

- 「高岡市環境マネジメントシステム」に基づき、自主的な環境負荷の管理を推進します。
- 「地球温暖化防止高岡市役所実行計画」に基づき、自主的な環境負荷の低減を図ります。
- 消費者団体が行う環境に配慮した消費生活の普及啓発活動を支援します。

(2) 環境学習の機会の提供促進

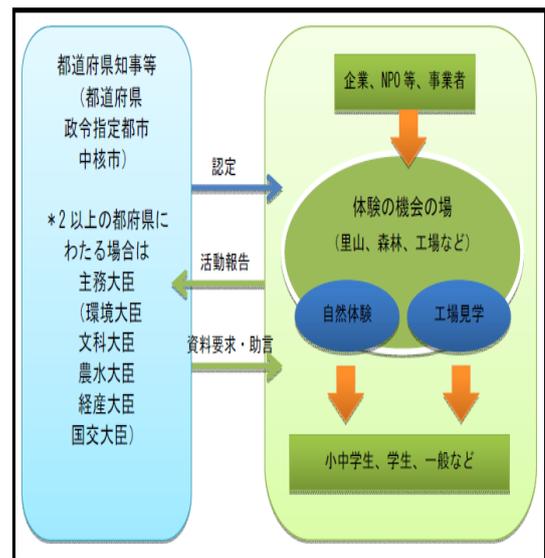
- 市民・事業者の地域の力を活用し、多くの市民が環境に関心を持って参加できる環境学習の場や体験の機会の場の充実を図ります。
- 認定こども園、幼稚園、保育所等や学校と連携を図りながら、環境教育を推進していきます。
- 環境教室や出前講座などを開催します。

- ごみ減量化・資源化の啓発を行います。
- 環境に関するリーダーの育成に努めます。
- CSR（企業の社会的責任）活動と連携した環境教育を推進します。
- 広域的にある環境関連施設、企業などにおいて、環境学習や環境保全活動などの拠点を充実させるとともに、森里川海の多様な自然環境を保全し、自然とふれあうことのできる環境学習の場としての活用を図ります。
- 全国的に取り組み、本市の幼児期からの環境教育のかなめとしている、「こどもエコクラブ」などに学習機会の情報を提供するほか、今後の担い手となる積極的なリーダーを育成するため、学習や実践活動の成果を発表できる場や機会の充実を図ります。
- 環境保全活動の気運を盛り上げる各種イベント、活動発表会などの開催（環境月間行事、環境フェアなど）を支援します。
- 農作業体験、漁業体験などグリーン・ツーリズムを推進します。（再掲）
- 環境学習を行っている事業者や民間団体等について、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に定める「体験の機会の場」の認定*を支援します。

※2 「体験の機会の場」の認定とは

土地又は建物の所有権又は使用収益権を有する県民や民間団体が、その土地又は建物で提供する自然体験活動等の体験の機会の場について、都道府県知事の認定を受けることができる制度のことをいいます。

認定した体験の機会の場をインターネットを通じて公表することにより、自然体験活動等へ参加しようとする人のニーズに合った場へのアクセスが円滑化されることなどを目的としています。



（出典：環境省ホームページ）

（3）環境情報の提供

- 市民・事業者へ環境関連の情報を分かりやすく発信します。
- 市のホームページやSNS、広報、イベントなどを活用し、広く環境関連の情報が届くよう努めます。
- 環境教室や出前講座を通じて環境関連の情報を分かりやすく提供します。

指標及び目標

施策	指標名	現状(2016年度)	目標(目標年度)
行政・市民・事業者の自主的な活動の推進	環境に配慮した消費生活の推進	◎消費者グループの支援(消費生活向上と省資源の実践) ◎エコライフを楽しむ市民の会高岡の支援(エコ活動の実践と普及啓発活動の推進)	促進を図ります。
環境学習の機会の提供促進	こどもエコクラブ数	29園/年	33園/年 (2021年度*)

※本計画の目標年度が2027年度であるため、関連計画等の点検・見直しと合わせ、指標・目標値の再設定を検討します。

環境配慮指針

(1) 行政・市民・事業者の自主的な活動の推進

■事業者の取組み

- ・職場における環境教育を実施し、従業員の意識の向上に努めます。
- ・従業員は、職場の事業活動による環境負荷やその対策について理解を深めます。
- ・市や業界団体などが開催する環境に関するリーダーの育成や学習講座などに、積極的に参加します。
- ・教育機関は、学習のテーマとして環境問題を積極的に取り上げます。
- ・環境配慮活動に従業員を参加させ、地域と連携した取組みを行います。
- ・CSR(企業の社会的責任)を推進します。

■市民の取組み

- ・環境問題に関心を持ち、家庭・地域・学校の連携による環境学習や環境教育に取り組めます。
- ・身近な環境の調査や観察を通じて、学ぶ機会をつくれます。
- ・広い世代の交流を通じた情報交換を行い、地域で環境について学び、行動に結びつけます。
- ・家庭内でも環境に関する話題を取り入れ、日常生活の中で実践します。

(2) 環境学習や機会の提供促進

■事業者の取組み

- ・環境教育・学習の機会や、体験できる機会の場の提供に努めます。
- ・地域や学校における環境教育・学習を支援します。
- ・環境保全活動の気運を盛り上げる各種イベント、活動発表会などに協力・参加します。

■市民の取組み

- ・環境教育の場や体験の機会の場に参加します。
- ・環境教室、こどもエコクラブなど学習機会の場に参加します。
- ・環境保全活動の気運を盛り上げる各種イベント、活動発表会などに協力・参加します。
- ・農作業体験などグリーン・ツーリズムに参加します。

(3) 環境情報の提供

■事業者の取組み

- ・業界団体などの事業者間、市や市民等からの情報収集に努めるとともに、情報交換の場に参加します。
- ・企業の環境報告書やホームページなどを通じて、環境情報の提供を行います。

■市民の取組み

- ・環境に関するリーダーの育成や学習講座・セミナー・イベント・懇談会などへ積極的に参加します。
- ・環境に関心を持ち、環境に配慮した行動や活動に取り組みます。

第6章

分野横断的な施策の推進

1 分野横断的な施策の基本的な考え方

(1) 分野横断的な施策の設定

持続可能な社会を目指していくためには、経済社会システムに環境配慮が織り込まれ、環境側面から持続可能であると同時に、経済、社会の側面においても持続的であることが重要です。

さらに、平成27(2015)年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核となる持続可能な開発目標(SDGs)は、多様な環境問題にも関連し、環境・経済・社会の統合的向上にもつながることから、目標の達成に際しては、国だけではなく、地域レベルでの取り組みや地方公共団体の貢献に期待が寄せられています。

こうしたことから、前章までの環境分野ごとの抱える課題に対する施策の方向性を維持した上で、SDGsの考え方も活用し、環境、経済、社会の側面を統合的に向上するような、相互に関連しあう横断的な施策を設定します。

コラム

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)

持続可能な開発目標 (SDGs) とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、先進国を含む全ての国に適用される普遍性が最大の特徴です。少なくとも12のゴールが環境に関連しています。

持続可能な開発目標 (SDGs) 17ゴール ※太字は少なくとも環境に関連している12のゴール

1. 貧困の撲滅
2. 飢餓撲滅、**食料安全保障**
3. **健康・福祉**
4. 万人への**質の高い教育**、生涯学習
5. ジェンダー平等
6. **水・衛生**の利用可能性
7. **エネルギー**へのアクセス
8. 包摂的で**持続可能な経済成長**、雇用
9. 強靱なインフラ、**工業化・イノベーション**
10. 国内と国家間の不平等の是正
11. 持続可能な**都市**
12. **持続可能な消費と生産**
13. **気候変動**への対処
14. **海洋**と海洋資源の保全・持続可能な利用
15. **陸域生態系**、**森林管理**、**砂漠化への対処**、**生物多様性**
16. 平和で包摂的な社会の促進
17. 実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化



(ロゴ：国連広報センターホームページ)

(出典：環境省ホームページ)

(2) 「人づくり」と「エコライフムーブメント」の充実・強化

施策の推進にあたっては、まずは身近なところから意識や行動を変えていくことが重要になります。各主体のライフステージに応じた環境教育・環境学習を進め、環境問題や環境保全活動などについての十分な知識や指導を行う能力を持った人材の育成といった人づくりの観点に重点を置きます。

また、小さな取組みがより多くの事業者及び市民等が主体的に行うエコライフムーブメント（運動）として発展するような支援施策を工夫・強化していきます。将来的には「とやま呉西圏域」など広域的にも発信し、より大きなエコライフムーブメントの輪が広がるよう努めます。

コラム

ライフステージ別の環境とのつながり

私たちは、ライフステージに応じた様々な場面で環境とふれあっています。このような環境とのつながりは、環境に対する豊かな感受性を養い、環境の心やふるさとへの愛着を育みます。特に、子どもたちは、身近な自然体験や地域の祭事への参加などを通して、そこから生み出される恵みに感謝と畏怖の念を育くみ、大人になってからも大切な思い出として記憶に残り、ふるさとの自然環境の大切さを感じる再発見にもつながります。

しかし、昨今、自然と直接的には関わらないライフスタイルが広がってきており、自然環境の中で学ぶ機会が減ってきています。子どもたちと自然のつながりを増やすため、地域全体で取組みを支えることが、郷土への愛着を次世代につなぐ上でも大切です。



(3) 分野横断的な施策の枠組み

前計画において提示してきた取組みの維持・向上や、国が掲げる持続可能な社会の姿を考慮し、「低炭素社会の形成」「循環型社会の形成」「共生型社会の形成」の3つの枠組みを施策の柱とし、これらの統合的アプローチにより施策を推進します。

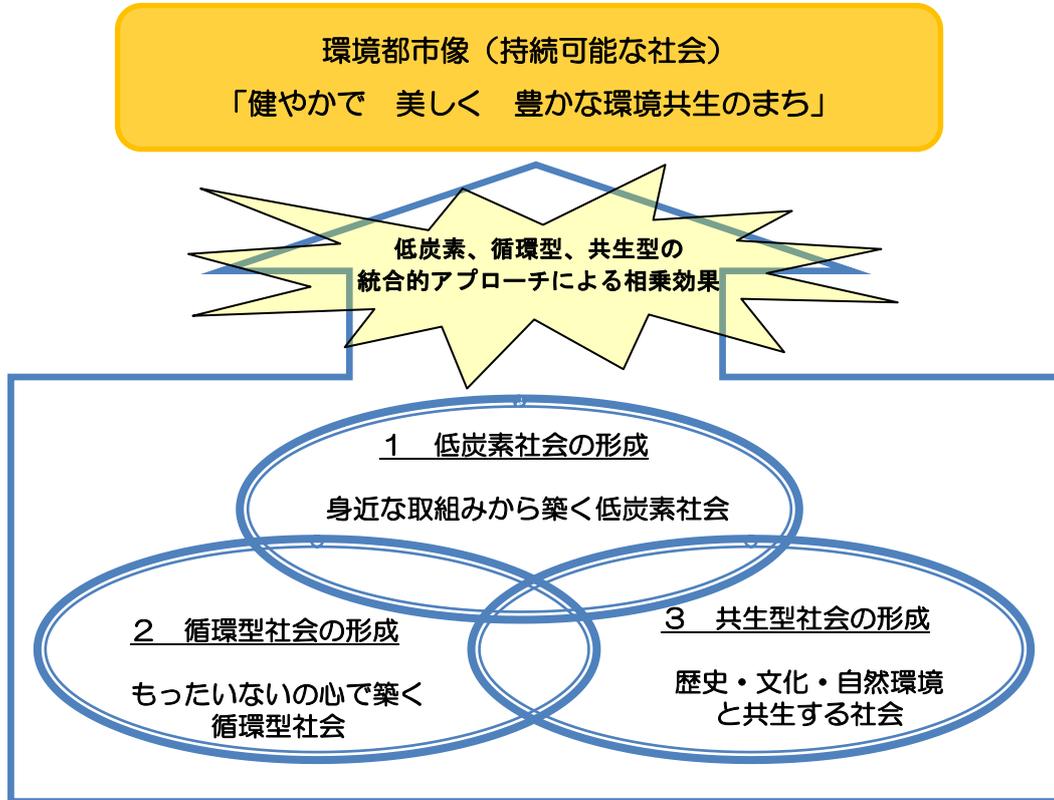


表 分野横断的な施策の枠組みと環境分野の関係

		環境分野				
		生活環境	地球環境	歴史的・文化的 快適環境	自然環境	環境教育
分野 横断 的 な 施 策 の 枠 組 み	1) 身近な取組みから築く 低炭素社会	○	◎	◎	○	◎
	2) もったいないの心で築く 循環型社会	○	◎	○	○	◎
	3) 歴史・文化・自然環境と 共生する社会	◎	○	◎	◎	◎

◎：特にかかわりが深いもの ○：関わりがあるもの

2 分野横断的な施策の具体的な展開

1) 低炭素社会の形成 -身近な取組みから築く低炭素社会-

多様な主体と連携し、低炭素型の「製品」「サービス」「ライフスタイル」等、温暖化対策に資する「賢い選択」を促す運動のより一層の展開を図ります。

このため、「クールビズ」「ウォームビズ」等の様々な取組みの推進、イベント等での普及啓発や環境学習の機会の提供を行い、事業者や市民一人ひとりの地球温暖化に対する危機意識を醸成し、自主的な行動を促すことで、ライフスタイルの転換を推進していきます。

さらに、成功事例が共有されるよう、各主体と連携して、情報発信や意識改革、行動喚起を進めます。

【主な取組み】

○住まいからライフスタイルを変える運動

太陽光発電システム等の再生可能エネルギーの導入支援やまちなかの区域におけるエコリフォーム（断熱リフォーム）の支援を行うとともに、Z E H（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）※など環境にやさしい住宅の普及・啓発を推進し、家庭における低炭素なライフスタイルへの変革を促します。

※Z E H（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

建物の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅

○ライフステージに合わせた環境意識の醸成

市民の環境意識の醸成は、環境施策の推進の原動力となると同時に、経済、社会的側面の向上にもつながります。幼少期においては、「こどもエコクラブ」活動の推進など、市民のライフステージに合わせて必要な知識や経験を培うことができる環境学習の場や情報の提供を事業者とも連携して推進します。

2) 循環型社会の形成 -もったいないの心で築く循環型社会-

自然や地球資源を尊重し、地域に住む人々が協力して、かけがえのない資源を適切に循環させることが重要です。

このため、「もったいない」の考えを再認識し、多くの資源・エネルギーを消費し、多大な環境負荷をもたらす社会のあり方を改めて、3 Rの推進等により天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成に向けた取組み

を促進します。

【主な取組み】

○食べ物からライフスタイルを変える運動

食べ物は持続的に生活していくために欠かせません。食品ロス削減には、「3010運動」など日頃の生活を見直すことが重要であることから、生産、購入、調理、保存、廃棄の各段階における意識付けを促進します。



食品ロス削減 チャレンジ3010 運動普及啓発用三角柱

○まちの資源を再認識しライフスタイルを変える運動

使用済み割りばしのリサイクル、使用済み年賀はがきのリサイクルや小型家電リサイクルなど地域の未利用資源（埋もれた宝）を再発見し活用することで、新たな資源循環の輪の形成を実現します。

3) 共生型社会の形成 -歴史・文化・自然環境と共生する社会-

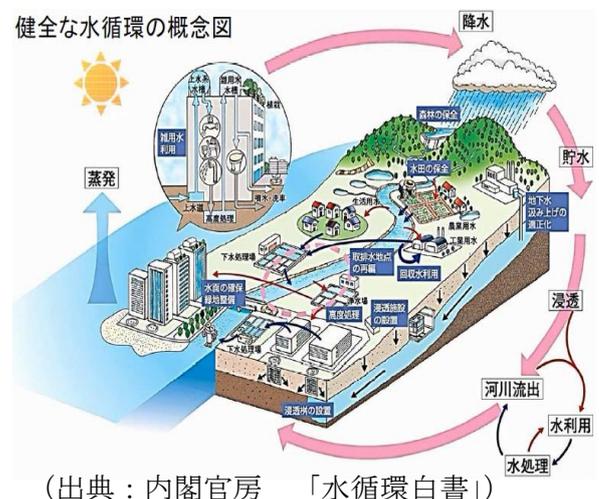
森里川海の恵みである美しい自然景観、美味しい水、きれいな空気といった「良好な環境」、歴史的・文化的資源や公共交通を軸とした「歩いて楽しい魅力的なまち」などの地域資源について、その質の向上を通じて人々の生活の質の向上や地域資源を活用している事業活動の向上を推進します。

【主な取組み】

○圏域をつなぐ豊かな水循環形成の推進

森の保全・活用から里川海のつながりを見直し、健全な水循環を将来につなぐための事業を展開します。

木材やバイオマスとしての活用と併せて、森林施業における環境配慮を推進します。このほか、持続可能な開発のための教育（ESD）の理念や観点



を取り入れ、とやま呉西圏域の企業の社有森林を活用した森林環境学習を展開します。

また、水循環の健全性を確保するため、地下水の適正な利用を促すとともに、地下水の涵養機能を補うよう地下水涵養を推進します。

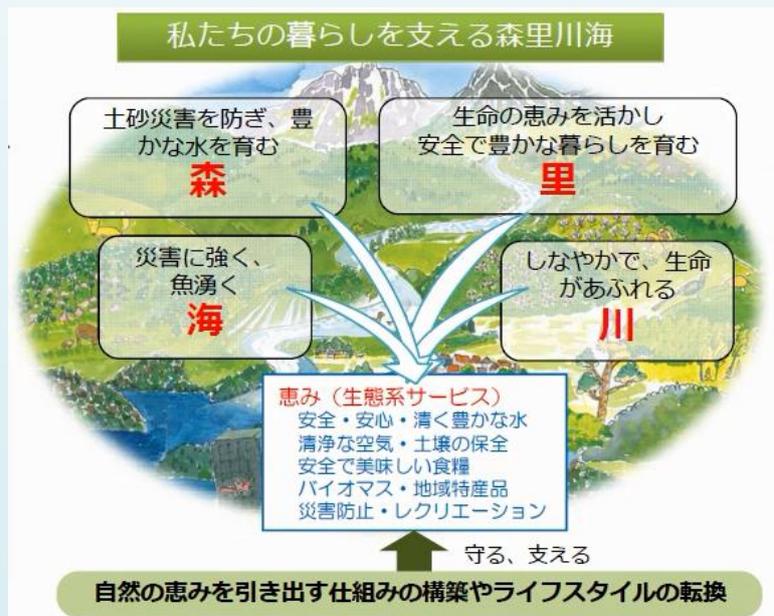
○圏域をつなぐ環境にやさしい交通の推進

とやま呉西圏域の歴史的・文化的資源、観光資源と交通拠点を公共交通、自転車等をつなぎ、環境にやさしい交通を推進します。

コラム

私たちの暮らしを支える森里川海

私たちの暮らしは、自然の恵みに支えられています。山に降った雨や雪は森里川海を潤します。豊かな森は酸素と清らかな水を生みます。大地に張った根は絡み合い、土壌を安定に保ちます。里では脈々と続く営みによって地味豊かな田畑がつけられます。水が田畑を潤し、安全で美味しい農作物が育まれます。木や竹は、生活道具の材料や煮炊き等のエネルギーとして利用され、森の落ち葉や枯れ草は大切な肥料として用いられてきました。水を集めて流れる川は、都市も含めた下流に暮らす人々の生活や産業を支えています。森と海は川や地下水系でつながり、土砂の移動により干潟・砂浜など魚介類のゆりかごが形成され、森から供給された栄養塩類や微量元素は、海の生態系を豊かにし、魚貝藻類を育みます。そして、海はこれら全てのいのちを育む水を陸に循環させる源として、不断の役割を担っています。



(出典：環境省ホームページ)

第7章

計画の推進

1 計画の推進体制

本計画に関する環境施策の推進にあたっては、市、事業者及び市民等による共創の取組みを推進するとともに、推進体制の充実に努めます。

庁内では、関係部門で庁内推進組織を組織し、相互の連絡調整を行い、本計画に関連して行う各施策・事業の総合的、計画的かつ効果的な執行を図ります。全庁的な本計画の進行管理については、環境マネジメントシステムを運用し、計画の推進を図ります。

また、広域的な環境問題などへの対応については、国や県などとの連携を図り、国及び県の「環境基本計画」との整合を図るなど、広域的な視点からの取組みを推進します。

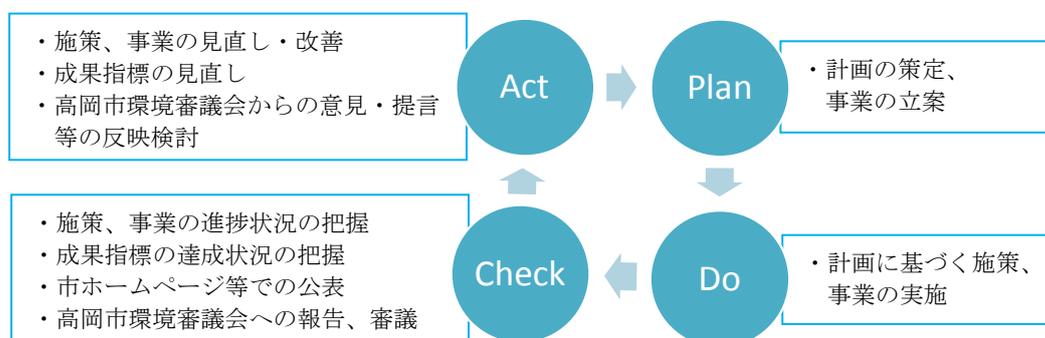
2 計画の進行管理

本計画の実効性を確保し、着実な推進を図るためには、定期的な点検・評価を実施するとともに、適切な見直しを継続的に行っていくことが重要になります。

本計画の進行管理はPDCAサイクルを活用し、計画【Plan】で定めた方向性に従って、個別の施策・事業を実施【Do】し、施策・事業の取組み状況や成果指標の達成状況などを毎年把握【Check】し、「高岡市環境審議会[※]」における意見・提言等を踏まえながら、今後の取組みについて適切な見直し・改善【Act】を行います。

※高岡市環境審議会

本市では、環境基本法に基づき、高岡市環境審議会を設置しています。審議会は、学識経験者、関係行政機関の職員から20人以内で構成されており、市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議します。



資料編

1 高岡市環境基本計画（第2次）の検討経過

年月日	会議
平成29（2017）年7月18日	庁内幹事会
平成29（2017）年7月24日	第1回庁内ワーキング会議 （全体会）
平成29（2017）年8月29日	第2回庁内ワーキング会議 （生活環境・地球環境・自然環境部会）
平成29（2017）年8月29日	第3回庁内ワーキング会議 （快適環境・環境教育部会）
平成29（2017）年11月2日	第1回高岡市環境審議会 （諮問）
平成29（2017）年11月7日	第1回高岡市環境審議会専門部会
平成29（2017）年12月5日 ～12月22日	市民意見募集（パブリックコメント）
平成30（2018）年1月17日	第2回高岡市環境審議会専門部会
平成30（2018）年1月22日	第4回庁内ワーキング会議 （全体会）
平成30（2018）年2月27日	第2回高岡市環境審議会 （答申）

2 高岡市環境審議会委員名簿

敬称略

	氏名	団体名・所属名
会長	宮下 尚	富山大学名誉教授
副会長	守田 万寿夫	富山県高岡厚生センター所長
専門委員	楠井 隆史	富山県立大学工学部環境・社会基盤工学科教授
	高島 正子	地域女性ネット高岡副会長
	中島 晴美	富山県地球温暖化防止活動推進員
	林 信義	高岡市環境保健衛生協会会長
	吉田 孝	小矢部川に学ぶ会代表
委員	蟹谷 規芝子	高岡市中学校校長会（こまどり支援学校校長）
	北村 彰浩	高岡商工会議所工業部会長
	笹島 久美子	高岡市小学校校長会（牧野小学校校長）
	高林 外広	富山県工業技術センター企画管理部長
	寺下 美智代	高岡市農業協同組合女性部長
	蜂谷 春雄	高岡市民病院副院長
	早平 雅俊 (田村 努 ～2017.11)	連合富山高岡地域協議会副議長
	宮島 久仁	高岡市医師会副会長
	矢郷 徳政	高岡労働基準監督署署長
	山崎 幸恵	高岡市食生活改善推進協議会会長

3 高岡市環境基本条例

平成21年 3 月24日

条例第15号

目次

第1章 総則（第1条―第9条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等（第10条・第11条）

第3章 環境の保全及び創造を推進するための施策（第12条―第24条）

第4章 高岡市環境審議会（第25条―第28条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、快適で恵み豊かな環境の保全及び創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について、基本理念を定め、市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げることを基本理念とし、推進されなければならない。

- (1) 市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要とする快適で恵み豊かな環境の恩恵を享受するとともに、これを将来の世代に継承すること。
- (2) 市、事業者、市民及び滞在者のそれぞれの責務に応じた役割分担のもとに、自主的かつ積極的な取組みにより、人と自然が共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展すること

ができる社会を構築すること。

- (3) 地球環境保全が人類共通の課題であり、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることを認識しながら、すべての事業活動及び日常生活において、地球環境保全を積極的に推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、地域の自然条件及び社会条件に応じた施策を策定し、これを実施するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷について、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を、自らの責任と負担において講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、資源及びエネルギーの消費を抑制するとともにこれらを循環的かつ効率的に利用し、廃棄物の発生を抑制し、温室効果ガスの排出を抑制するなど、環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造のための活動を自ら積極的に行うように努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、資源及びエネルギーの消費を抑制するとともにこれらを循環的かつ効率的に利用し、廃棄物の発生を抑制し、温室効果ガスの排出を抑制するなど、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造のための活動を自ら積極的に行うように努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(滞在者の責務)

第7条 市の区域内の旅行者その他の滞在者は、基本理念にのっとり、その滞在中、環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

(財政上の措置等)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を実施するため、必要な財政上又は法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第9条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を市議会に報告し、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等

(施策の基本方針)

第10条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき各種施策の相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保とともに、人と自然との豊かで適正な触れ合いを図ることにより、森林、農地、水辺地等の多様な自然環境を地域の自然条件及び社会条件に応じて保全すること。
- (3) 身近に水や緑に親しむことができる生活空間の創出、地域の特性を活かした良好な都市景観の形成、歴史的資産及び文化的資産の保全及び活用等を図ることにより、うるおいと安らぎのある快適な環境を創造すること。
- (4) 資源及びエネルギーの消費を抑制するとともにこれらを循環的かつ効率的に利用し、廃棄物の発生を抑制するなど、環境への負荷の少ない循環型社会を構築するとともに、温室効果ガスの排出を抑制することにより、地球環境保全に資する社会を実現すること。

(環境基本計画)

第11条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、高岡市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 環境の保全及び創造を推進するための施策

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第12条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(規制の措置)

第13条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第14条 市は、事業者及び市民が自らの活動により生じる環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを促進するため、必要があるときは、適正な経済的な助

成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境への事前配慮)

第15条 市は、環境に著しい影響を及ぼすと認められる事業を行おうとする事業者に対し、その事業を実施するに当たり、あらかじめ環境の保全及び創造について適正に配慮することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(資源及びエネルギーの消費の抑制等の取組み)

第16条 市は、事業者及び市民による資源及びエネルギーの消費の抑制及び循環的かつ効率的な利用、廃棄物の発生抑制、温室効果ガスの排出の抑制等の取組みを促進するため、必要な措置を講ずるとともに、公共的施設の建設及び維持管理その他の市の事業を行うに当たっては、自らその取組みを実施するよう努めるものとする。

(教育及び学習の振興)

第17条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、環境の保全及び創造のための活動を行う意欲が増進されるように、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動等の支援)

第18条 市は、事業者及び市民が自発的に行い、又は市と協働して行う環境美化活動、再生資源に係る回収活動、緑化活動その他の環境の保全及び創造のための活動が促進されるように、必要な支援その他の措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第19条 市は、第17条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の事業者及び市民が自発的に行い、又は市と協働して行う環境の保全及び創造のための活動を促進するため、必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第20条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、必要な調査、監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第21条 市は、国、他の地方公共団体及び関係団体と連携し、地球環境保全に関する施策の推進に努めるものとする。

(事業の推進)

第22条 市は、下水道、廃棄物の処理施設等の公共的施設の整備その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するものとする。

2 市は、公園、緑地等の公共的施設の整備その他の自然環境を適正に整備し、健全な利用を図るための事業を推進するものとする。

3 市は、前2項に規定するもののほか、基本方針に基づき、環境の保全及び創造について必要な事業を推進するものとする。

(推進体制の整備)

第23条 市は、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第24条 市は、環境の保全及び創造を図るために広域的な取組みを必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第4章 高岡市環境審議会

(設置)

第25条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、高岡市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議する。

(委員)

第26条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第27条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(組織及び運営)

第28条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(高岡市公害防止条例の一部改正)

2 高岡市公害防止条例（平成17年高岡市条例第116号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

4 高岡市環境審議会規則

平成21年 3 月24日

規則第11号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高岡市環境基本条例（平成21年高岡市条例第15号）第28条の規定に基づき、高岡市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によるものとし、副会長は、会長の指名によるものとする。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後、初回の会議は、市長が招集する。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 4 条 審議会に、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、会長の指名する委員をもって充てる。

3 専門部会は、審議会が付託した事項について研究審議し、その結果を審議会に報告する。

(関係者の出席)

第 5 条 会長は、必要と認めるときは、議事に関係のある者に対して会議に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、市長が定める機関において処理する。

(補則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

5 用語解説

アイドリングストップ

信号待ち、荷物の上げ下ろし、短時間の買い物などの駐停車の時に、自動車のエンジンを停止させて、エネルギー使用量や燃料費の節減、また大気汚染物質や温室効果ガスの排出を抑制すること。

一般廃棄物

一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことで、「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストランなどの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

ウォーム・ビズ

暖房時のオフィスの室温を 20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。重ね着をする、温かい食事を摂る、などがその工夫例である。

エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術のこと。関係する様々な機関がドライバーに呼びかけている。主な内容は、アイドリングストップを励行し、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。

オゾン層

地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は地上から約 10～50km 上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果している。

温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体のこと。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パ

ーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)の7物質が指定されている。

外来種 (移入種)

国外や国内の他地域から人為的(意図的又は非意図的)に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種のこと。外来種のうち、導入先の生態系などに著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿(トイレ汚水)と雑排水(台所や風呂、洗濯などからの排水)を併せて処理することができる浄化槽のこと。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。浄化槽法の改正などによって、単独浄化槽の新設は実質的に禁止されているため、現在では「合併処理」をつけなくても浄化槽といえれば合併浄化槽を意味する。

環境家計簿

家庭での電気、ガス、水道、灯油、ガソリンなどの使用量や支出額を集計して、二酸化炭素などの環境負荷を計算できるように設計された家計簿。環境家計簿は、二酸化炭素排出量を減らす実践的な行動につながるるとともに、他の環境問題の解決にも貢献し、なおかつ家計の節約にも結びつけることを目的としている。

環境基準

環境基本法第 16 条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標で、人の健康を保護し、及び、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のこと。政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準の確保に務めなければならないとされ、これに基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準を定めている。また、これらの基準は、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならないと規定されている。なお、ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法を根拠として、大気汚

染、水質汚濁及び土壌汚染の環境基準が定められている。

環境基本法

環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としている。

環境負荷

人が環境に与える負担のことで、単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。」としている。

環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標などを自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくこと。

企業の社会的責任（CSR）

企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、ステークホルダー（利害関係者）全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方であり、行動法令の遵守、環境保護、人権擁護、消費者保護などの社会的側面にも責任を有するという考え方のこと。

クール・ビズ

冷房時のオフィスの室温を 28°C にした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称。「ノーネクタイ・ノー上着」スタイルがその代表である。

グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において自然・文化、農林漁業とのふ

れ合いや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

光化学オキシダント（Ox）

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NOx）や揮発性有機化合物（VOC）などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与える。

公共用水域

水質汚濁防止法において、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路のことをいう。水質汚濁防止法では、特定事業場から公共用水域に排出される水に対して排水基準が適用され、下水道への排水を除き河川など一般の水域に水を排出する場合、全て排出基準が適用される。

子どもエコクラブ

次代を担う子どもたちが地域の中で主体的に、地域環境・地球環境に関する学習や活動を展開できるように支援するための事業であり、小・中学生などが数人～20人程度でグループをつくり、大人のサポーターを加えて年度ごとに登録する活動である。年1回開催の全国フェスティバルでは、各クラブ活動の紹介や、優秀クラブの表彰などが行われている。

再生可能エネルギー

再生可能エネルギーとは、法律^{*}で「エネルギー源として永続的に利用することができる」と認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない点で優れている。

※エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

酸性雨

二酸化硫黄、窒素酸化物などの大気汚染物質は、大気中で硫酸、硝酸などに変化し、再び地上に戻ってくる(沈着)。それには 2 種類あり、一つは、雲を作っている水滴に溶け込んで雨や雪などの形で沈着する場合(「湿性沈着」と呼ばれる。)であり、他の一つは、ガスや粒子の形で沈着する場合(「乾性沈着」と呼ばれる。)である。当初はもっぱら酸性の強い(pH の低い)雨のことにのみに関心が寄せられていた。しかし、現在ではより幅広く、「酸性雨」は湿性沈着及び乾性沈着を併せたものとしてとらえられている。(したがって、より科学的には「酸性沈着」という用語が使用される。)

持続可能な社会

私たちの生活の基盤である環境が身近なところから地球規模まで保全され、物質的な面だけでなく、精神的な面からも幸せを実感できる生活を将来世代にも継承できるような社会のこと。「持続可能な開発」という英語が語源。1980年代に国連などで使われるようになり、「環境と開発に関する世界委員会」が1987年に公表した報告書「地球の未来を守るために」で、「将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、今日の世代のニーズを満たすような開発」と説明して、広く世界の支持を受けるようになった。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、①製品などが廃棄物などとなることを抑制し、②排出された廃棄物などについてはできるだけ資源として適正に利用し、③どうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

省エネルギー

エネルギーを節約して、エネルギーの消費を減らすこと、あるいはそうした運動をさす概念。エネルギーの使用にかかる費用(光熱費)を削減することとは質的に異なる場合もある。限りある資源を大切に使うこととあわせて、近年は地球環境の悪化を防ぐための手段として普及啓発されている。特に、化石燃料の枯渇や使用に伴う気候変動への影響など、省・化石燃料を意味する概念として用いられる場合が多い。

小水力発電

河川や水路に設置した水車などを用いてタービンを回して発電するもので、自然破壊を伴うダム式の水力発電とは区別されるのが一般的。二酸化炭素を排出せず、エネルギーの再利用が可能。小水力など地域に分散して存在する小規模なエネルギー源を「ローカルエネルギー」と呼ぶこともある。

振動規制法

工場・事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行なうとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めることなどにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としたもの。

森林バイオマス

森林に由来するバイオマスで、森林が持つ生物体(植物系資源)の総量を表す概念のこと。具体的には、樹木(幹、枝、葉、樹皮及び根)や草本、植物成分からつくった燃料、抽出物などがこれにあたる。

水質汚濁防止法

公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図るため、事業場からの排水の規制・生活排水対策の推進・有害物質の地下浸透規制などが盛り込まれている。また、同法においては、閉鎖性水域に対して、汚濁負荷量を全体的に削減しようとする水質総量規制が導入されている。

3R (スリーアール)

「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃

棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース (Reduce=ごみの発生抑制)」「リユース (Reuse=再使用)」「リサイクル (Recycle=資源の再生利用)」の頭文字を取ってこう呼ばれている。「循環型社会形成推進基本法」は、この考え方にに基づき、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を①リデュース、②リユース、③リサイクル、④熱回収(サーマルリサイクル)、⑤適正処分と定めている。3Rに「リフューズ (Refuse=ごみにならないものを買わない)」を加えて「4R」、さらに「リペア (Repair=修理して使う)」を加えて「5R」という場合もある。

生物多様性の確保

生物多様性は生命の豊かさを包括的に表した広い概念で、その保全は、食料や薬品などの生物資源のみならず、人間が生存していく上で不可欠の生存基盤(ライフサポートシステム)としても重要である。反面、人間活動の拡大とともに、生物多様性は低下しつつあり、地球環境問題のひとつとなっている。国際的には生物多様性条約に基づく取り組みが進められ、日本でも生物多様性国家戦略の策定を受けて総合的な取り組みがされている。

騒音規制法

工場・事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めることなどにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としたもの。

ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)と定義している。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されており、研究が進められているが、日本において日常生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられている。なお、これらの物質は炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで意図せざるものとして生成される。

ダイオキシン類対策特別措置法

平成11年7月に議員立法により制定されたダイオキシン類対策に係る法律。ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去などを図り、国民の健康を保護することを目的に、施策の基本とすべき基準(耐容一日摂取量及び環境基準)の設定、排出ガス及び排出水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染状況の調査、汚染土壌に係る措置、国の削減計画の策定などが定められている。

大気汚染防止法

工場・事業場における事業活動並びに建築物などの解体などに伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出などを規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めることなどにより、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに健康被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的としたもの。

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素(CO₂)をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。通常、太陽からの日射は大気を素通りして地表面で吸収され、そして、加熱された地表面から赤外線の形で放射された熱が温室効果ガスに吸収されることによって、地球の平均気温は約15°Cに保たれている。仮にこの温室効果ガスがないと地球の気温は-18°Cになってしまうといわれている。近年産業の発展による人間活動により、温室効果ガスの濃度が増加し、大気中に吸収される熱が増えたことで、地球規模での気温上昇(温暖化)が進んでいる。海面上昇、早魃などの問題を引き起こし、人間や生態系に大きな影響を与えることが懸念されている。温室効果ガスの濃度上昇の最大の原因は、石炭、石油などの化石燃料の燃焼であり、さらに大気中の炭素を吸収貯蔵する森林の減少がそれを助長しているといわれている。

地産地消

地域で生産された農林水産物などをその地域で消費することを意味する概念。1980年代初頭に農林水産省が生活改善運動を進めるなかで用いた言葉とされている。近年、食品に対する安全・安心志向の高まりやフードマイレージ(食料輸送などによる環境負荷)の低減などの面で注目されるようになり、当初の意味合

いと異なっており、伝統的な農産物や食文化の復権といった意味合いで用いられるようになってきている。

窒素酸化物（NO_x）

窒素の酸化物の総称であり、一酸化窒素、二酸化窒素、一酸化二窒素、三酸化二窒素、五酸化二窒素などが含まれており、通称ノックス（NO_x）ともいう。大気汚染物質としての窒素酸化物は一酸化窒素、二酸化窒素が主で、工場の煙や自動車排気ガスなどの窒素酸化物の大部分は一酸化窒素であるが、これが大気環境中で紫外線などにより酸素やオゾンなどと反応し二酸化窒素に酸化する。健康影響を考慮した大気環境基準は二酸化窒素について定められているが、排出基準は窒素酸化物として基準値が決められている。窒素酸化物は、光化学オキシダントの原因物質であり、硫酸酸化物と同様に酸性雨の原因にもなり、一酸化二窒素（亜酸化窒素）は、温室効果ガスのひとつである。

低炭素社会

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出をできるだけ抑えながら、経済発展を図り、人々が安心して暮らすことができる社会のこと。

土壌汚染対策法

土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的として、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めている。

二酸化炭素（CO₂）

常温常圧では無色、無臭の気体で、水に溶けて炭酸となり弱い酸性を示す。石炭、石油、天然ガス、木材など炭素分を含む燃料を燃やすことにより発生する。地球大気中での濃度は微量であるが、温室効果を持ち、地球の平均気温を 15℃前後に保つのに寄与している。大気中濃度は、産業革命以降、化石燃料の燃焼、吸収源である森林の減少などによって増加し、地球温暖化の最大の原因物質として問題になっている。

ノーマイカーデー

特定の日にちや曜日を決めて自動車の利用を自粛するキャンペーンないしはキャッチフレーズのこと。自動車交通量の総量を規制する方策のひとつとして、渋

滞の緩和や大気汚染など、自動車による弊害の抑制を期待して実施されている。

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。

PRTR制度

化学物質排出移動量届出制度のこと。人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握し、国に報告を行い、国は、事業者からの報告や統計資料などを用いた推計に基づき、対象化学物質の環境への排出量などを把握、集計し、公表する仕組みをいう。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）

大気中に浮遊している 2.5 μm (1 μm は 1mm の千分の 1) 以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質（SPM: 10 μm 以下の粒子）よりも小さい。

PM_{2.5} は非常に小さいため（髪の毛の太さの 1/30 程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

風致地区

都市計画法および関連法令の規制を受けるべき土地として指定される「都市計画区域」のうち、自然的要素に富んだ良好な景観を形成しており、都市の土地利用計画、また都市環境の保全を図るため、風致の維持を図ることが必要な地区であって、「地域地区」のひとつとして市町村が都市計画に定めた地区（都市計画法第 8 条）のこと。風致地区内の建築制限などの規制内容は、各自治体の条例に委ねられている。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エア

ロズルなど)のうち粒径が 10 μm (マイクロメートル: μm = 100 万分の 1m) 以下のものをいう。

フロン

フロンは、炭化水素の水素を塩素やフッ素で置換した化合物(CFC、HCFC、HFC)の総称で、このうち水素を含まないものをクロロフルオロカーボン(CFCs)と呼んでいる。これらの物質は、化学的に安定で反応性が低く、ほとんど毒性が無く、また揮発性や親油性などの特性を持っており、冷蔵庫などの冷媒、半導体などの精密な部品の洗浄剤、ウレタンフォームなどの発泡剤、スプレーの噴射剤などとして幅広く使用されてきた。しかし、特定の種類のフロンは対流圏ではほとんど分解されずに成層圏に達し、そこで塩素を放出してオゾン層を酸素原子に分解するため、いわゆるオゾン層の破壊物質となっている。こうした状況を受け、オゾン層の保護に関するウィーン条約やオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書により規制が進められ、国内でも、オゾン層保護法やフロン回収・破壊法などにより対策が進められている。

HEMS

Home Energy Management System (ホームエネルギーマネジメントシステム)の略。エネルギーを見える化するだけでなく、家電、電気設備を最適に制御し、CO₂削減と快適なライフスタイルの両立をサポートする。

水循環

水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環することをいう。

メタン (CH₄)

融点-184℃、沸点-164℃の無色の可燃性気体で、天然ガスの主成分であり、また、有機物が嫌気状態で腐敗、発酵するときに生じる。有機性の廃棄物の最終処分場や、沼沢の底、家畜の糞尿、下水汚泥の嫌気性分解過程などから発生する。温室効果ガスのうち、原因の約6割を占める二酸化炭素に次いで、約2割の影響を及ぼしている。また単位量あたりの温室効果は二酸化炭素の約 20 倍と大きく、回収し、エネルギー源として利用するための研究が続けられている。

面的評価 (自動車騒音)

自動車騒音の面的評価は、自動車交通騒音の影響の大きい道路に面する地域で騒音に係る環境基準に基づき、騒音測定及び環境基準達成状況の評価を行うもの。

有害化学物質

有害化学物質は、環境を經由して人または動植物に有害な作用を及ぼす化学物質をさす一般的な総称のこと。具体的には、人の健康または動植物の生息・生育に被害を生ずるおれのある物質として大気汚染防止法、水質汚濁防止法、化学物質審査規制法、ダイオキシン類対策特別措置法などで指定されたもの。

要請限度 (自動車騒音に係る)

騒音規制法に基づく自動車騒音対策に係る行政措置のこと。住居の集合地域や病院・学校の周辺地域であって、騒音規制法に基づく指定地域に指定されている地域において、市町村長は、自動車騒音が一定の限度(これを「要請限度」という)を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときには、都道府県公安委員会に対して道路交通法に基づく交通規制などの措置を講じるよう要請できるほか、道路管理者に対して道路構造の改善などについて意見を述べるができる。

リサイクル (資源の再生利用)

廃棄物などを原材料として再利用する再生利用(再資源化)のこと。効率的な再生利用のためには、同じ材質のものを大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められる。なお、再生利用のうち、廃棄物などを製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル(例:びんを砕いてカレットにした上で再度びんを製造するなど)、化学的に処理して利用することをケミカルリサイクル(例:ペットボトルを化学分解して再度ペットボトルにするなど)、また焼却して熱エネルギーを回収することをサーマル・リサイクル(熱回収)という。

リデュース (ごみの発生抑制)

廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売な

どの自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売に至るすべての段階での取り組みが求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取り組みが必要である。

リユース（再使用）

いったん使用された製品や部品、容器などを再使用すること。具体的には、①ユーザーから回収された使用済み機器などをそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、②製品を提供するための容器などを繰り返し使用する「リターナブル」、③ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理などを施した上で再度使用する「部品リユース」などがある。

高岡市環境基本計画(第2次)

2018年3月

編集・発行

高岡市市民生活部 地域安全課環境政策室

〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号

TEL 0766-20-1352 FAX 0766-20-1666

E-mail kansei@city.takaoka.lg.jp

URL <http://www.city.takaoka.toyama.jp>

